

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200072 2012-0279 2012/04/18 (事故発生地) 岩手県	電気冷凍庫	店舗で異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品は、内部のコントロールパネル配線接続部が焼損していた。○コントロールパネル配線接続部上部に取り付けられていた水避けカバーが外されていた。○当該製品の内部配線は、当該事業者ではない修理業者により修理が行われていた。○当該製品は、店舗の廊下で、洗濯機の横に設置されていた。●当該製品の内部配線を修理した際、内部のコントロールパネル配線接続部上部に取り付けられていた水避けカバーが外されたため、コントロールパネル取付部の隙間から内部に浸入した水分が、コントロールパネル配線接続部に付着してトラッキング現象が生じ、出火に至ったものと推定される。 (D2)	(受付:2012/04/25)
A201200282 2012-0918 2012/07/14 (事故発生地) 福岡県	水槽用サーモスタット付ヒーター	学校で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品のヒーター一部が通電された状態で水槽の外に置かれており、作動していた漏電ブレーカーを事故直前に復旧されていた。○当該製品の本体外側は焼損していたが、内部基板の部品の欠落は無く、異常は認められなかった。●当該製品のヒーター一部が水槽の外に出された状態で通電されたため、ヒーター一部に接触していた可燃物が溶解し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び当該製品に貼付の注意ラベルには、「空気中では通電しないでください。」、「空焚き状態にならないように注意して下さい」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/07/17)
A201200316 2012-1000 2012/07/15 (事故発生地) 山形県	電気こんろ	当該製品で鍋に入れた天ぷら油を加熱中、鍋の油から出火する火災が発生した。 (火災)	○当該製品で鍋に油を入れて冷凍食品を調理後、その場を離れていたところ、鍋の油から出火していた。○当該製品は、鍋を置いていた部分のトッププレートが黒く変色していたのみで、内部からの出火の痕跡は認められなかった。○各種イミュニティ試験を実施したが、電磁波等による誤作動は生じなかった。●事故当時の詳細な使用状況等が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に誤作動が生じなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/07/27)
A201200401 2012-1340 2012/08/11 (事故発生地) 兵庫県	暖房便座	当該製品を使用したところ、臀部に火傷を負った。 (重傷)	○当該製品は、約15年間特別養護老人ホームの共用トイレで使用されていた。○温度調節つまみが「高」の設定であった。○当該製品の便座の温度は最高で約58℃に達していた。○便座本体及び便座底板に亀裂が発生し、電源コードプロテクター周辺の便座の溶着部が剥がれていた。○サーミスターリード線、ヒーター線が引っ張られ、サーミスターが便座本体から外れていた。○サーミスターリード線を正規の位置に戻すと、便座温度が41℃になり正常な温度であった。○便座の材質はABS樹脂であり、付着物はpH10程度の強いアルカリ反応を示した。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品本体の電源コードプロテクター周辺の溶着部が剥がれた状態で使用されていたため、電源コードに外力が加わった際、コードプロテクター部が外れて内部配線が引っ張られたことによりサーミスターが固定部から外れ、ヒーターの温度制御が不能となって便座の温度が高くなり、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/09/03)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201200410 2012-1361 2012/08/11 (事故発生地) 広島県	電子レンジ	当該製品にはほ乳瓶等の入った消毒ケースを入れて使用中、消毒ケース等を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、庫内に入っていた樹脂製の消毒ケース等（ケースにはほ乳瓶等が入っていた）が溶融・焼損しており、当該製品の庫内が汚損していた。○当該製品のタイマーのつまみは、当該製品の扉を開けて消火を行った際に停止し、停止した位置は、残り12分の位置であった。○当該製品に出火の痕跡は認められず、事故後も正常に作動し、異常は認められなかった。○使用者は、事故時、当該製品に水を入れたか否か覚えていなかった。○消毒ケースには、水を50ml入れて5分間加熱する旨記載されている。●当該製品に異常が認められないことから、消毒ケースに水を入れずに長時間加熱したことにより、消毒ケース等が溶融・焼損したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/09/06)
A201200456 2012-1452 2012/09/08 (事故発生地) 滋賀県	I H調理器	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者はトッププレートにひび割れが生じたことに気付いたが、修理せずに約7年間そのまま使用していた。○当該製品のトッププレートは全面にわり大きなひび割れが生じており、破面観察の結果、フェザーマーク及び3か所にドエルマーク（割れが一旦止まった形跡）が認められた。○トッププレートのひび割れ部の裏側に煮汁や油等の食品と見られる異物が垂れ下がっていた。○当該製品は最下段に位置する基板のリレー付近の焼損が最も著しく、その付近に溶融固着していた樹脂表面から食品と見られる成分が検出された。○同等品を使用してトッププレートのひび割れに当たる位置から水を滴下したところ、最下段の基板のリレー付近に浸入することが確認された。●当該製品のトッププレートがひび割れたまま長期間にわたり使用を続けたことからひび割れが広がり、そこから徐々に食品等が垂れこんで最下段の基板のリレー周辺まで流れ込み、トラッキング現象が生じて発火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「トッププレートにひびが入ったり割れたりした場合、専用回路のブレーカーを切り、すぐに修理を依頼する」旨、記載されている。	(受付:2012/09/20)
A201200459 2012-1380 2012/09/10 (事故発生地) 岡山県	照明器具	当該製品を点灯中、当該製品付近から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、40W形蛍光灯用の安定器の巻線が過熱し、周囲の絶縁物が焼損していた。○安定器の巻線は、一次巻線及び二次巻線とも断線はしていなかったが、二次巻線はレイヤショートしていた。○40W形蛍光灯は、寿命末期の状態であった。○使用者は、事故以前から当該製品の40W形蛍光灯が点灯しなくなっていたにもかかわらず、30W形蛍光灯は点灯していたため、ランプを交換せずにそのまま使用していた。●当該製品の40W形蛍光灯が寿命末期の状態にもかかわらず、使用者が当該製品の使用を継続したことにより、40W形蛍光灯に、点灯始動サイクルに伴う通電が繰り返されたため、40W形蛍光灯用安定器の巻線に過電流が流れて、レイヤショートが生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ランプの端部が黒ずんだとき、点滅を繰り返すとき、明るさが低下したときはランプを交換する」旨、記載されている。	(受付:2012/09/21)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200472 2012-1499 2012/09/18 (事故発生地) 神奈川県	空気清浄機	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品は内部基板のコネクター一部が数か所焼損していたが、コネクター一部から出火した痕跡は認められなかった。○電解コンデンサーの1つが破裂しており、外装フィルムの一部に焼損が認められたが、内部に異常発熱した痕跡は認められなかった。○当該製品は破裂した電解コンデンサーを取り替えると正常に作動した。●当該製品の部品等から出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/09/27)
		(火災)	(F2)	
A201200476 2012-1497 2012/09/08 (事故発生地) 大分県	ウォータークーラー（冷温水兼用型）	当該製品を使用中、異臭に気付き確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品を焼損した。	○当該製品は食品工場の洗浄室に設置されており、圧縮機下部の腐食が著しく、また底板は全面が腐食していた。○当該製品の前面パネルを本体に固定したテープの痕跡が認められた。○冷温切替スイッチの端子部は腐食しており、固定端子が破断して溶融痕が認められ、端子の付着物から塩素やカルシウムが検出された。○冷温切替スイッチ内部にある可動端子の接点に固着等の異常は認められなかったが、部品の一部が溶融していた。●当該製品の底部に腐食がみられ、前面パネルが固定されていなかったことから、上蓋と前パネルとの隙間から製品内部に水が浸入し易い状態であったため、浸入した水により冷温切替スイッチの端子部が腐食して過熱し、冷温切替スイッチ内部で短絡が生じて出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「水のかかる場所や湿気の多い場所には据え付けない。」旨、記載されている。	(受付:2012/09/27)
		(火災)	(E1)	
A201200490 2012-1542 2012/09/19 (事故発生地) 東京都	空気清浄機	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、上面及び前面の焼損が著しかった。○当該製品の操作基板は、上部にあったため全体的に焼損していたが、実装部品にショート等の痕跡はなく、配線被覆は焼損しているものの配線自体に断線、接触痕等は認められなかった。○電源基板の電装部は、一部に焦げが認められるものの焼損はなく、実装部品にも異常は認められなかった。また、基板上のヒューズも溶断していなかった。○その他の配線部分は、被覆が焼損しているものの、断線、ショート等の痕跡は認められなかった。○マイナスイオンを発生させる高圧電源部及び放電電極には焼損は認められず、送風用モーター、電源コード、電源プラグにも異常は認められなかった。●詳細な事故状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品から出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/10/02)
		(火災)	(F2)	
A201200500 2012-1615 2012/07/27 (事故発生地) 石川県	温水洗浄便座	当該製品に着座していたところ、臀部に火傷を負った。	○当該製品のヒーターに、貼りむら、断線などの異常は認められなかった。○当該製品の便座温度設定を「高」として、便座表面温度を連続測定したところ、異常な温度上昇は認められなかった。○当該製品に便座温度の異常上昇のエラー履歴はなかった。●詳細な使用状況等が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の便座表面温度に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品の便座ふた裏及び取扱説明書には、「長時間使用する時は、便座温度を「切」にする。お年寄りなどが使用されるときは、周りの方が便座温度を「切」にする。」旨、記載されている。	(受付:2012/10/09)
		(重傷)	(F2)	

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201200543 2012-1778 2012/10/15 (事故発生地) 埼玉県	シュレッダー	当該製品を使用中、電源スイッチの操作を繰り返したところ、爆発する火災が発生し、1名が負傷した。	○当該製品に溶融や焼損は認められなかったが、樹脂製の外郭の下部及び側部の一部に割れが認められた。○裁断刃に挟まっていた紙片に焦げが認められた。また、本体内部に紙粉が付着していた。○本体内部の基板、スイッチ、モーター、コード等の電気部品に出火の痕跡は認められず、作動状態も正常であった。○事故当時、スプレー缶は使用していなかった。●当該製品に異常が認められないことから、当該製品を使用中に偶発的に製品内部の紙粉が作動時に発生した火花で着火し、火災が発生したものと推定される。	(受付:2012/10/25)
A201200557 2012-1918 2012/10/19 (事故発生地) 鹿児島県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は店舗内に設置されており、使用者は定期的にエアコン洗浄スプレーを用いて清掃を行っていた。○当該製品のファンモーターのコネクター接続部の1～3番ピンは焼失し、ピンが接続されていたモーター内部の基板の一部が焼損していた。○同店舗内の同等品(5台)を調べた結果、ファンモーターのコネクター一部が腐食するなどの異常が認められ、ファンモーター周辺からエアコン洗浄液の成分が検出された。●当該製品のファンモーターコネクター部にエアコン洗浄剤が浸入したため、コネクター間でトラッキング現象が生じて発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「エアコンの内部洗浄は専門知識が必要です。お客様自身で実施したり、誤った洗浄剤・洗浄方法で行うと、水漏れや故障等の原因になります。」旨、記載されている。	(受付:2012/10/29)
A201200559 2012-1919 2012/10/20 (事故発生地) 福岡県	電気冷凍庫	店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は中古品であり、製造時と異なる電源コードに交換されていた。○当該製品は店舗で使用されており、荷物の出し入れに伴い、電源コードが踏みつけられていた。○電源プラグ付近の電源コードが断線しており、当該断線部で短絡し、溶融痕が認められた。○当該製品内部に出火した痕跡は認められなかった。●当該製品の過去の修理履歴が不明であるため、電源コードを交換した時期などの特定に至らなかったが、交換された当該製品の電源コードが踏まれるなどして、電源プラグ付近の電源コードに過大な力が繰り返し加わったため断線し、短絡した時の火花が近接した荷物に引火したものと推定される。	(受付:2012/10/29)
A201200569 2012-1943 2012/10/19 (事故発生地) 東京都	電気冷凍庫	当該製品を使用中、当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品のオーバーロードリレー並びにPTC接続端子に焼損が認められた。○PTC接続端子に溶融が認められた。○コンプレッサの始動リレー取付部は焼損していたが、コンプレッサに異常は認められなかった。○運転用コンデンサーから始動リレーへ接続される2本の配線で、片極は圧着端子が焼損し、もう片極には溶融痕が認められた。○当該製品のオーバーロードリレー端子の位置が正規品と位置が異なっていた。○当該製品のPTC素子の端子の形状が正規品と異なっていた。●当該製品内部のコンプレッサに取り付けている起動リレーのPTC素子と取付端子の間で、接触不良によりスパークが発生し、発熱発火したものと推定されるが、当該製品の正規品の起動リレーではなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/11/02)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200573 2012-1950 2012/10/23 (事故発生地) 東京都	除湿機	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の電源プラグ持ち手部分が焼損し、直径7mmの焼損痕を形成していた。○電源プラグ内部は炭化しており、片側芯線が栓刃とのカシメ部で全断線し、断線部に溶融痕が認められた。○電源コードのコードプロテクター部には強く折り曲げられた痕があり、コード内部の芯線に断線が認められた。○当該製品の本体に異常はなく、電源コードを交換すると正常に作動した。●当該製品の電源コードに過度な外力を加えたため、電源プラグ内部の芯線に半断線が生じて発熱し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	(受付:2012/11/02)
A201200575 2012-1946 2012/10/21 (事故発生地) 東京都	プラズマテレビ	当該製品を使用中、視聴できなくなったため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品のプラズマパネル前面枠に溶融が認められた。○前面枠溶融部付近のプラズマパネルに貼られていた導電性テープおよび銅箔に異常は認められず、プラズマパネルの電極にも異常は認められなかった。○回路基板に焼損痕はなく、同等品に実装して正常に動作していることを確認した。○電源コード等、他の電装部品に異常は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/11/02)
A201200584 2012-1976 2012/10/30 (事故発生地) 東京都	電気こんろ	当該製品で調理中、周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品に出火の痕跡は認められなかった。○消防が当該製品を用い事故時と同等のなべ、火力調節8、油1リットルで再現実験を実施したが出火に至らなかった。●当該製品の使用状況の詳細が不明なため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/11/06)
A201200589 2012-1978 2012/10/25 (事故発生地) 新潟県	電動丸ノコ	当該製品で作業中、足を負傷し、翌日死亡した。 (死亡)	○使用者の右足大腿部内側に刃が刺さったような傷跡があった。○保護カバーが完全に閉まらない状態(作動不良)になっていた。○保護カバーに摺動痕や強い接触痕があった。○切り込み深さ調節蝶ナットが外れており、角根ボルトが保護カバーと干渉していた。○保護カバーを新品に交換すると、正常に作動した。●当該製品の使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、使用者は、当該製品の保護カバーが閉じない状態(作動不良)のものを使用したため、当該製品に接触した際、事故に至ったものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「蝶ナット、蝶ボルトをしっかり閉める」、「保護カバーは、絶対に固定したり取外したりしない。また円滑に動くことを確認する。」旨、記載されている。 (F2)	(受付:2012/11/06)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200638 2012-2166 2012/11/07 (事故発生地) 静岡県	焙煎機	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、生豆を入れた容器を横向きに傾けて下部から熱風を送り、容器を回転させて生豆を加熱乾燥させ、熱風は上部から排出するものであるが、容器下部側が焼損し、容器下部の生豆が炭化していた。○容器側面には最大容量300gを示す印が付いていたが、容器に残っていた生豆の容量は約700gであった。○ヒーター部、内部基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の容器に生豆を入れすぎたため、熱風が循環せず、容器下部の生豆に熱風が集中し、生豆が炭化して発火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「生豆を最大容量の300gを超えて入れると、熱風の通りが悪くなり、焙煎状態が不均一になったり、火災が発生する。」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2012/11/28)
A201200643 2012-2188 2012/11/20 (事故発生地) 東京都	I H調理器	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○コンセントと当該製品の電源プラグに焼損が認められた。○当該製品の置き台には、油、水分が溜まり、煮こぼれた痕跡が認められた。○コンセントの位置は、置き台に開けられた穴の真下(300mm)にあり、煮こぼれた水分が伝わりやすい位置にあった。○工事説明書には、置き台より下にコンセントを設置する場合、電源コードを伝ってコンセントに水分が伝わらないようにするため、たるみを持たせるよう設置位置(150mm以内)の指示がされていた。●当該製品の電源コードに煮こぼれた水分などが伝わり、コンセント接続部に浸入し、トラッキングが発生したものと推定される。なお、工事説明書には、「置き台より下にコンセントを設置する場合、コンセントの位置を設置面より下150mm以内」旨、記載されている。 (D1)	(受付:2012/11/30)
A201200652 2012-2215 2012/11/22 (事故発生地) 大阪府	I H調理器	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者は中央ヒーター(ラジエントヒーター)近傍にプラスチック容器に入った油を置いていた。○トッププレートの右後側に油や炭化物が付着していた。○中央ヒーターとタイマーのスイッチは隣接していた。○当該製品内部の右後方側では基板ケース・ファンケース・ファンが溶融して変形しており、その付近には油が入り込んだ形跡が認められた。○当該製品の電気部品、内部配線、電源プラグ、電源コードに異常は認められなかった。●当該製品は、使用者がタイマー設定時に誤って中央ヒーターの電源を入れたため、その上に置かれていた容器入りの調理油が過熱されて出火し、火災に至ったものと推定される。なお、当該製品のトッププレートには、「トッププレートの上や近くに可燃物を置かない」、「鍋以外のものは載せない」旨、取扱説明書には、「トッププレートの上に物を置かない 可燃物や引火物は特に注意する」「使用中は本体から離れない」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2012/12/05)
A201200653 2012-2216 2012/11/13 (事故発生地) 愛知県	投げ込み式湯沸器	当該製品を使用中、外出したところ、建物を1棟全焼、2棟類焼する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は金属容器に入れた水を温めるヒーターであった。○使用者は電気洗濯機に入れた水を温めるため、当該製品を使用し、通電したまま外出していた。○当該製品はヒーター部が異常過熱により腐食していた。●当該製品を電気洗濯機に使用し、通電したまま外出したことから、洗濯槽内の水が蒸発してヒーター部が空焼き状態になり、樹脂部に引火し火災に至ったものと推定される。なお、本体及び取扱説明書には、「樹脂容器には使用しない」「使用場所から離れる時は電源を切る」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2012/12/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200671 2012-2303 2012/12/03 (事故発生地) 大阪府	加湿器	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	○当該製品のヒーターをはじめとする内部の電気回路に異常は認められなかった。○加熱皿及びフィルター、パッキンには多量のスケール（水道水を加熱させた際に発生する残留物）が付着しており、特にフィルターには覆い尽くすほどのスケールが付着していた。○マグネットプラグ受けの異極間に導通が認められた。●当該製品のフィルター清掃など取扱説明書に定められた手入れを行わないまま長期間使用したことにより、堆積したスケールによりパッキンにすき間ができて、本体内部への水漏れが発生し、マグネットプラグ付近に水分が浸入してトラッキングが発生し、発熱発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「月に1、2回程度、フィルターを清掃する必要がある。水アカがたまるると水漏れの原因となる」旨、記載されている。	(受付:2012/12/12)
A201200675 2012-2329 2012/10/12 (事故発生地) 愛知県	照明器具（投光器）	店舗内の竹林で当該製品を使用中、当該製品及び周辺の可燃物（笹等）を焼損する火災が発生した。	○当該製品は竹林内に上向きに設置されており、フード内部とソケット周辺が焼損していた。○当該製品に付属している防水用パッキンはなく、内部ソケットは腐食し、ソケットとランプ口金の電極部に放電痕が認められた。○ランプに破損はなく、配線などに溶融痕はなかった。●当該製品の防水用パッキンを取り外した状態で使用していたため、ソケット内部に雨水が浸入し、ソケットが腐食して電極部で接触不良による異常発熱が生じ、最終的にスパークが発生し、内部に浸入していた笹等のゴミが燃えて出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ランプ取り付けの際、パッキンが本体に確実にはめ込まれていることを確認する。」旨、記載されている。	(受付:2012/12/13)
A201200679 2012-2323 2012/11/20 (事故発生地) 埼玉県	換気扇	当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の掃除中にレンジフード部にあるスイッチ奥からオレンジ色の明るい炎のようなものが見えた。○当該製品の樹脂製スイッチボタンの一部が溶融し、通電箇所ではないスイッチ基板端部の一部が焼損していたが、通電箇所である接点部、配線接続部及び内部配線に焼損は認められなかった。○当該製品のスイッチのON-OFFの電気特性に異常は認められず、他の電気部品にも異常は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、スイッチ部に出火に至る異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/12/13)
A201200684 2012-2205 2012/12/05 (事故発生地) 愛知県	エアコン	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は3か月前に移設されたものであった。○当該製品は全体が焼損し、樹脂部は焼失していたが、電気部品は全て残っていた。○電源コードが電源プラグから約107cmの位置で断線して溶融痕が認められ、溶融痕解析の結果「当該断線部からの出火の可能性が高い」と推定された。○断線した部分は、電気的ストレスのかかる部分ではなかった。○内部基板、ファンモーター、端子台等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の電源コードに溶融痕が認められることから、電源コードで短絡・スパークが発生し、出火に至ったものと推定され、溶融痕の位置がコードの中間であることから、外力が加わって被覆に傷が付いたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/12/14)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201200703 2012-2366 2012/12/08 (事故発生地) 千葉県	照明器具	店舗で当該製品を複数台設置して使用中、当該製品の1台から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は店舗内の広告塔に現地施工により組み込まれたものであった。○当該製品に使用されていたグロースター内の雑音防止コンデンサーに短絡が認められた。○当該製品の安定器内部の巻線は、焼損していることが認められた。○当該製品の安定器の外郭に変色が認められたが、焼損は認められなかった。○当該製品の安定器に接触していた送り配線のシースに焼損痕が認められた。○同等品を用い、異常試験(グロースターを短絡)を実施した結果、安定器の表面温度が131℃に達したが、異臭、発煙及び変色は認められなかった。●当該製品の設置・施工時に送り配線が安定器に接触して設置されていたことから、当該製品のグロースターの故障(雑音防止コンデンサーが短絡)によって安定器の巻線の温度が異常に上昇し、巻線の絶縁劣化が加速してレイヤーショートが発生し、巻線の焼損による熱が安定器に接触していた送り配線のシースに加わったため、焼損に至ったものと推定される。なお、施工説明書には「器具内の送り配線をされる場合は、安定器を内蔵している側のエンドK0(ノックアウト)は使用しないでください。安定器の熱により、電線が過熱し感電、火災の原因となります。」旨、記載されている。 (D1)	(受付:2012/12/19)
A201200706 2012-2384 2012/12/13 (事故発生地) 茨城県	電気ストーブ(カーボンヒーター)	玄関のポーチでペットの暖房用に当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の電源コードは、プラグからベース部分へ向け約1.6mの付近で断線が認められた。○電源コード断線部には溶融痕が認められた。○ベース部分の内部の電源スイッチ及び転倒時OFFスイッチは、いずれも配線部分が残っており出火の痕跡は認められなかった。○焼損しているヒーター部分(特に背面)には、ヒーター制御のダイオード、安全装置のサーモスタット、温度ヒューズが組み込まれているが、出火の痕跡は認められなかった。○電源プラグは残っており、出火した痕跡は認められなかった。○過去に、電源コードの一部を犬に噛まれ、ビニールテープを巻いて補修し、以後そのまま使用していた。●当該製品の電源コードに犬が噛み一部断線したが、テープを巻いて補修されていたことから、補修が不適切であったため、当該部分から短絡スパークし、出火に至ったものと推定される。なお、当該製品の取扱説明書には、「分解・修理・改造をしない。火災・感電の原因になります。修理は、お買い上げの販売店にご相談下さい。」との警告が表記されている。 (E4)	(受付:2012/12/20)
A201200732 2011-3943 2012/01/23 (事故発生地) 千葉県	電気式床暖房	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の電極接続部(ハトメ材)と発熱シートの間で焼損が認められた。○当該製品は、アルミテープを装置内配線から電熱シート(電極接続部を含む)を覆うように貼られていた。○当該製品の接着剤は、電熱シート上に塗布がされていた。○コントローラーに異常は認められなかった。○当該焼損箇所は生活動線下であった。●当該製品は施工説明書に沿わない施工が行われており、電極接続部(ハトメ材)や電熱シートに強い引張り力等の外力が加わった際、電極接続部が半断線もしくは電熱シートが一部破損し、電極接続部と電熱シート間で異常発熱し焼損に至ったものと推定される。なお、施工説明書には、「装置内配線から電熱シート間50cmにはアルミテープを貼り付けない並びに接着剤は電熱シート間に沿って塗布する」旨、記載されている。 (D1)	(受付:2012/12/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201200740 2012-2472 2012/12/19 (事故発生地) 福岡県	エアコンプレッサ	建築現場（屋外）で当該製品を使用中、その場を離れ戻ったところ、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、屋外の工事現場で業務用として使用されており、井戸の汚水を吐出させるために連続運転されていた。○購入時から4か月間複数の工事現場で使用されており、一度運転を開始すると現場に放置されていた。○運転コンデンサーの焼損が著しく、運転コンデンサーに近接した外郭樹脂は焼損していた。●業務用として連続使用運転が続いたため、当該製品の運転コンデンサーに過大な負荷がかかり、絶縁破壊が生じて出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「本製品は連続吐出運転はできません。」「業務用には使用しないでください。」旨、記載されている。	(受付:2012/12/28)
A201200756 2012-2477 2012/12/27 (事故発生地) 茨城県	凍結防止用ヒーター	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は使用者が設置した。○長さ約50cmの給湯配管に3mの凍結防止用ヒーターを密巻き状態で重ね巻きしてあった。○配管に密着させて取り付けるべきサーモスタット部が配管に密着して巻きつけられておらず、配管の温度が検知されない（外気温検知）状態になっていた。○アルミクッションシートで当該製品及び給湯配管を覆い、さらに藁をかけて保温していた。●当該製品のサーモスタット部を配管に密着させて取り付けなかったこと及び密巻き状態で重ね巻きしたことから、異常過熱を検知できずヒーター被覆が発火して周囲の可燃物に着火し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ヒーターを束ねて使用したり、重ね巻きや密巻きをしない」「サーモスタット部は配管に密着させてください。」旨、記載されている。	(受付:2013/01/04)
A201200762 2012-2523 2012/12/19 (事故発生地) 兵庫県	I H調理器	当該製品で鍋に入れた油を加熱し、その場を離れていたところ、鍋の油から出火する火災が発生し、周辺を焼損した。	○使用者は油を加熱キーで加熱中にその場を離れていた。○事故時に使用されていた鍋は付属の鍋ではなかった。○当該製品に異常は認められず、使用は可能であった。●当該製品に異常は認められないことから、使用者が付属の鍋を使用せず、揚げ物キーではなく加熱キーを選択して油を加熱し、さらにその場を離れたため、安全装置が作動せず油が過加熱状態になり出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「そばを離れない」「鍋底は反ったり変形していないこと」「揚げ物時は必ず付属がっせんの鍋を使用する」旨、記載されている。	(受付:2013/01/08)
A201200766 2012-2510 2013/01/08 (事故発生地) 福井県	電気あんか	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○本体付け根部の電源コードプロテクター付近が強く焼損しており、コードプロテクター内部の電源コードが半断線し、断線部には屈曲していた痕跡が認められた。○当該製品の保管時は電源コードを本体に巻き付けていた。●当該製品の電源コードを本体に巻き付けて保管したため、本体の電源コードプロテクター部に屈曲などの機械的ストレスが加わり、断線、スパークが生じて火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源コードをあんかに巻き付けない」旨、記載されている。	(受付:2013/01/09)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200767 2012-2545 2012/12/27 (事故発生地) 東京都	I H調理器	当該製品に天ぷら鍋をかけたままその場を離れ戻ったところ、鍋の油から出火する火災が発生しており、周辺を焼損した。 (火災)	○使用者は天ぷら油加熱中にその場を離れていた。○使用していた天ぷら鍋は鍋底に反りがあり、鍋に入れた油の量は少なく、加熱モードは天ぷらモードではなく、設定温度の高い通常加熱モードであった。○当該製品に異常なく、使用は可能であった。●当該製品に異常はないことから、鍋底が反った天ぷら鍋で少量の油を通常加熱モードで加熱し、その場を離れていたため、安全装置が作動せず、油が過加熱状態になり、発火したものと推定される。なお、本体及び取扱説明書には、「調理中はそばを離れない」、「揚げ物調理では鍋底が平らな天ぷらなべを使い、油量は500g以上とし、天ぷらモードで加熱する」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2013/01/10)
A201200813 2012-2625 2013/01/09 (事故発生地) 東京都	布団乾燥機	当該製品を使用中、異臭に気付き確認すると、コンセントと当該製品の電源プラグの接続部から発煙する火災が発生しており、当該製品及び周辺を焼損した。 (火災)	○当該製品の電源プラグが半分焼損し、片側栓刃が外れていた。○外れた栓刃のコード芯線は、栓刃とのカシメ根元部で全断線し、断線部には溶融痕が認められた。○芯線のカシメ状態に異常は認められなかった。○本体の電気部品や内部配線に異常は認められなかった。●当該製品の電源プラグ内のコード芯線カシメ部に異常は認められないことから、電源コードに過度な外力が加わったことにより、コード芯線が断線・スパークし出火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2013/01/23)
A201200814 2012-2626 2013/01/12 (事故発生地) 長崎県	除湿機	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品本体出口部の電源コードプロテクターの根元付近が焼損し、大きく曲がった状態であった。○電源コードプロテクターの焼損部では、電源コードが半断線しており、溶融痕が認められ、周辺には繊維状のものが付着していた。○当該製品の横に洗濯物が置かれていた。●当該製品の電源コードのプロテクター部が過度に曲がった状態で使用されていたことから電源コードが損傷し、スパークが生じて出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源コード・電源プラグを傷つけない、無理に曲げたり、引っ張ったりしない。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2013/01/23)
A201200824 2012-2653 2013/01/11 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。 (火災 死亡)	○当該製品前面の樹脂が焼損していたが、台座樹脂は残っていた。○前面ガードには過熱の痕跡があり、繊維状の付着物が認められた。○反射板の焼けは、内側よりも外側が強かった。○スイッチ、内部配線、配線接続部、スチーム部及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。●当該製品内部に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2013/01/24)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200835 2012-2949 2013/01/07 (事故発生地) 神奈川県	電気あんか	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、収納時に電源コードをあんか本体に巻き付けていた。○電源コードはあんか本邸出口から約35mmの所で2芯とも断線していた。○事故品のプロテクターは殆ど焼失していたが、同等品との比較から、電源コード断線部は、プロテクター端部に該当していた。○コード断線部を拡大すると、電源コードの電源側および本体側双方の芯線端部に溶融痕が認められた。●当該製品の電源コードをあんか本体に巻き付けて収納することが繰り返されたために、プロテクター出口部近傍で電源コードに繰り返し応力が加えられてコード芯線が断線し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「収納のしかたとして」及び「安全上のご注意として」の2か所で、「プロテクターを折り曲げない」旨の注意を喚起しており、また「安全上のご注意として」では、禁止事項の一つとして、「電源コードは、あんかに絶対に巻き付けないでください」旨、記載されている。	(受付:2013/01/28)
A201200854 2012-2443 2013/01/02 (事故発生地) 愛知県	ヘアドライヤー	異臭に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の電源プラグは、コンセントに差し込まれたままになっていた。○電源スイッチはOFFの状態、ヒーター、モーター等に出火の痕跡はなかったが、本体コードプロテクター部で電源コードが断線し、断線部に溶融痕が認められた。○プロテクター内部の電源コードはねじれていた。○断線部の溶融痕は、溶融痕解析により一次痕と推定された。●当該製品の電源コードにねじれが認められることから、電源コードに過度な外力が加わったことにより、コード芯線が断線・スパークし出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「使用後は必ずプラグをコンセントから抜く」、「コードを無理に曲げたり、引っ張ったり、ねじったりしない。」旨、記載されている。	(受付:2013/02/01)
A201200859 2012-2981 2013/01/22 (事故発生地) 福岡県	電気カーペット	当該製品を延長コードに接続して使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品のコントローラにある基板に焼損した痕跡は認められず、温度ヒューズも切れていなかった。○コントローラの電源つまみ位置は「切」の状態であった。○当該製品を接続していた延長コードのコード被覆が焼損し、素線の一部が断線しており、当該箇所溶融痕が認められた。●当該製品内部に発火した痕跡は認められず、接続していた延長コードの短絡により発生した火が当該製品に燃え移ったものと推定される。	(受付:2013/02/01)
A201200880 2012-3043 2013/01/24 (事故発生地) 神奈川県	換気扇	当該製品を使用中、プレーカーが作動したため確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺を焼損した。	○当該製品は直径100mmダクト用の換気扇で、浴室天井に取り付けられていた。○当該製品は屋内配線を接続している連結端子部分が焼損し、屋内配線には溶融痕が認められた。○浴室天井裏の排気ダクトは直径150mmと大きく、当該製品に適合するダクトではなく、天井には大きな下穴がつけられていた。●当該製品をサイズが適合しないダクトに取り付けたため、浴室内の湿気が内部に浸入し、屋内配線接続部でトラッキングが発生し出火に至ったものと推定される。	(受付:2013/02/07)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201200980 2012-3206 2012/11/07 (事故発生地) 東京都	こたつヒーター（掘こたつ用）	当該製品を使用中、足に火傷を負った。 (重傷)	○当該製品は、毛布をかけたダイニングテーブルの床に直置きされており、掘こたつ内に設置されてはいなかった。○同等品を用いて、使用時の温度上昇を確認したところ、リモートコントロールスイッチが低の場合には、ヒーターの上面温度は82℃、スイッチが中の場合には、ヒーター上面温度が104℃、強の場合には、137℃まで上昇した。○使用者は、当該製品の上に足を載せて使用した。●当該製品を掘こたつに設置せず、床に直接設置したため、足を当該製品の上面に直接置いた際、火傷に至ったものと推定される。なお、同等品に同梱されている取扱説明書には、「使用中や使用直後はヒーターユニットに直接触れないください。やけどの原因になります。」の旨、本体表示には、「用途に応じた使い方をして他に転用しないでください。」の旨、記載されている。 (E1)	(受付:2013/03/04)
A201200981 2012-3088 2013/01/24 (事故発生地) 大阪府	延長コード	事務所で当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○裏面の外郭樹脂に焼損による穴が認められた。○接地側極の受刃金具周辺に設けられている隔壁が焼失し、接地側極の受刃金具及び当該受刃金具直近の電圧側極の金具が溶融していた。○受刃金具と栓刃の接触面を観察したところ、多数の放電痕が確認された。○他社製延長コードの電線の外装被覆がプロテクター部分から抜けており、プロテクター内部の絶縁被覆表面に煤の付着が認められた。●当該製品は、事故発生以前の負荷機器の接続状況が不明であるが、他社製延長コードの電源プラグが過度な応力が加わった状態で接続されていたため、電源プラグの栓刃と受刃金具の接触不良により、接続部が異常発熱するとともに受刃金具周辺の樹脂が炭化し、トラッキング現象が生じて出火したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2013/03/04)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201200759 2012-2518 2012/11/13 (事故発生地) 福岡県	圧力鍋	当該製品で調理中、おもりが飛び、当該製品がこんろから滑り落ち、蒸気が足に かかり、火傷を負った。 (重傷)	○使用者は事故当時圧力調整おもりが飛んだことは覚えているが、詳細な状況はよく覚えていないとのことだった。○当該製品を調査した時点では、製品内部が洗われており、圧力調整装置内部に詰まりはなく、ふたや鍋の爪に変形等の異常は認められなかった。○再現試験を実施したが、正常に使用でき、異常は認められなかった。●事故当時の使用状況が不明であるため、原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常がみられないことから、製品に起因しない事故であると推定される。なお、当該製品はSG基準に適合している。 (F2)	(受付:2013/01/07)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201100717 2011-3508 2011/12/06 (事故発生地) 東京都	ガストーブ（開放式） （都市ガス用）	1名が死亡した状態で発見され、現場に当該製品があった。 (死亡 CO中毒)	○当該製品には、台所のガス栓から引いたガスホースが接続されていた。○使用中の当該製品からは、0.2%以上の一酸化炭素が検出された。○当該製品の赤外線ネットにはススが付着しており、反射板表面、外郭上面の一部も黒くなっていた。○当該製品のバーナーの一次空気取り入れ口に取り付けられている空気調整器が適切に設定されておらず、十分な空気が確保されていなかった。なお、当該製品の空気調整器は使用するガス種（6Aと13A）にあわせて空気流入量を調節できるものである。○空気調整器の設定を適切に直したところ、一酸化炭素濃度は人体に影響のない程度まで低下した。○空気調整器の設定が変更された経緯は確認出来なかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の空気取り入れ口の調節器の設定が変更されていたために、不完全燃焼状態になり、高濃度の一酸化炭素が発生した結果、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2011/12/19)
A201101101 2011-4400 2012/03/01 (事故発生地) 秋田県	石油ストーブ（密閉式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者は当該製品の上に可燃物を置いたままスイッチを入れ、その場を離れた。○放熱器上部に可燃物の燃えかすがあった。○当該製品の内部には異常燃焼の痕跡は認められなかった。○当該製品は使用中に上面が高温になる。●当該製品の上面に可燃物を置いたまま使用者がスイッチを入れたため可燃物が発火し、当該製品周辺を延焼して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「点火前に製品周囲に燃えやすい危険な物が置かれていないか確認する」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/03/09)
A201200117 2012-0378 2012/05/02 (事故発生地) 秋田県	石油給湯機付ふろがま	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○使用者は、過熱防止装置作動のエラー表示が出ていたが、リセットをして使用を継続していた。○当該製品の送油経路には異物の付着や混入、錆が確認された。○オイルストレナーに水分が溜まり、白錆が確認された。○消音室の消音材に油の染み込みが確認された。○基板や電装部品に発火の痕跡は認められず、温度ヒューズ、過熱防止装置に導通が認められた。●当該製品は、給油経路に異物の混入、異物の付着及び部品の腐食等によりノズルの噴霧不良や電磁ポンプの圧力の低下が生じた。そのため着火遅れの状態や燃焼不良の状態を継続的に使用したことによって未燃灯油が消音材や排気筒内面のススに染み込み、使用中の燃焼炎等で引火し事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、故障・異常の見分けかたと処置方法として、E4（過熱防止装置作動）のエラーコードの場合、「確認・処置として、お買い求めの販売店にご連絡ください。」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2012/05/11)
A201200195 2012-0577 2012/03/20 (事故発生地) 高知県	カセットボンベ	当該製品をガストーブ（ガスボンベ式）に装着し、スイッチを入れたところ、ガストーブから出火し、1名が火傷を負った。 (重傷)	○当該製品のフランジの切欠き部分とガストーブの凸部とを合わせないで装着するとガス漏れが生じた。○当該製品のフランジ切欠き部分以外に圧着痕が認められた。○ガストーブとカセットボンベを正常に装着した場合、ガス漏れは生じなかった。○未使用時のガスボンベのガス量は250g、当該製品のガス量は110gであった。○当該製品の胴缶、缶底の外観に変形等の異常は認められなかった。●当該製品にガス漏れ等の異常は認められず、フランジの切欠き部分以外に圧着痕が認められたことから、当該製品の装着時、フランジの切欠きにガストーブの凸部を合わせずに装着したことから事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/06/08)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200214 2012-0648 2012/06/07 (事故発生地) 兵庫県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品で調理中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、事故前に調理油過熱防止装置が付いていない左こんろを使用して、揚げ物調理をしていた。○左こんろの操作ボタン及び電池ケースは焼損し、内部の樹脂製点火レバー部が焼失しており、器具栓本体及びバーナー部は黒く焼損していた。○左こんろ器具栓のガス弁を開閉するスピンドルは押し込まれた状態で、ガス弁が開いた点火位置であった。●当該製品の調理油過熱防止装置が付いていない左こんろで揚げ物調理後、こんろの火を消し忘れたため、調理油が過熱されて発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止」、「揚げ物調理をする場合は必ず温度センサー付バーナーを使用する」及び「消火の確認」する旨、記載されている。	(受付:2012/06/19)
A201200224 2012-0670 2012/06/14 (事故発生地) 兵庫県	ガスこんろ（L Pガス用）	当該製品のグリル部で調理後、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○事故前にグリルを使用して魚を焼き、グリルの火を消し忘れて食事をしていたところ、グリル庫内から出火していた。○当該製品のグリル庫内に多量のススが付着していたが、左右のこんろ部、ガス通路部に、焼損や汚損は認められなかった。○グリル受け皿には、魚等の調理物から落下した油脂類や食品の炭化した堆積物が認められた。○当該製品にガス漏れ等の異常は認められなかった。●当該製品のグリルを使用後、火を消し忘れたため、消し忘れ防止装置が作動する前にグリル受け皿に溜まった油脂類が過熱されて出火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れない、就寝、外出しない」、「消火操作したときは必ず炎を確認する。また、使用後は機器のガス栓を閉じる」、「グリルを使用後および連続使用の場合はグリル受け皿にたまった脂を取り除く」旨、記載されている。	(受付:2012/06/22)
A201200263 2012-0795 2012/06/28 (事故発生地) 京都府	ガス給湯付ふろがま（L Pガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○約16年の使用により、給湯側熱交換器の内部のフィン部にススが大量に堆積し、フィンの一部が閉塞状態になっていた。○給湯側バーナーの内部に虫や繊維状の異物が付着しており、炎口の一部は目詰まりしていた。○電装部品や基板に出火の痕跡は認められなかった。○給湯側バーナーの炎口や点火プラグ、炎検出のためのフレームロッド、ガスノズル、ファンモーターには異常がなかった。○出湯能力の低下が生じ、風呂への給湯に時間を要する状態であった。●当該製品に出火に至る異常は認められないことから、バーナー内部へ虫等の異物が付着して、堆積していたため炎口が目詰りし、異常燃焼によってススが熱交換器を閉塞。発生した未燃ガスに引火して、排気口から出た炎が電柱の塩ビシートや配線を焼損し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/07/06)
A201200348 2012-1092 2012/07/06 (事故発生地) 山形県	ガスこんろ（L Pガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者はグリル水入れ皿に水を入れず、グリルに食パンを入れて点火したまま外出していた。○グリルバーナー接続部のゴムリングが焼損していた。○グリル内には油脂類が付着していた。●当該製品のグリル水入れ皿に水を入れずにグリルを点火したまま外出したため、グリル内の食パンや油脂類が過熱されて発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリルを使用するときは必ず水入れ皿に水を入れ、使用中は常に水のある状態を保つ。グリル使用後は必ずお手入れをする。グリル水入れ皿にたまった脂や、調理物が燃えて火災の原因になります。」旨、記載されている。	(受付:2012/08/10)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200384 2012-1282 2012/08/12 (事故発生地) 大分県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品で焼き物料理をしていたところ、壁面から煙が上がり、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品右側の強火力バーナーで長時間焼き網調理をしていたところ、当該製品右側の壁面より煙が上がった。○右側の壁はタイル貼りで、内部の木材は炭化しており、こんろからの熱で加熱されて低温着火した痕跡が認められた。○当該製品本体右側は、表面の塗装が残っているなど、焼損は軽微であった。●当該製品は右側に強火力バーナー、左側に標準バーナーを有するガスこんろであるが、当該製品の強火力バーナーが壁側に配置されていたため、長年の使用により、ガスこんろ近傍の壁内部の木材が炭化し、事故当日の加熱により炭化した木材が低温着火したものと推定される。なお、取扱説明書には「標準バーナー側を壁側に設置する」旨、記載されている。	(受付:2012/08/27)
A201200449 2012-1435 2012/09/06 (事故発生地) 兵庫県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○グリルで鶏肉を調理中に、グリルの排気口から炎が上がった。○使用者はグリルの掃除を購入後、一度も行なっていなかった。○グリルの内部には、油脂類が多く付着していた。○当該製品のみを焼損した火災であった。●当該製品は、使用者が購入後、グリルの手入れを一度も行っておらず、油脂類がグリル内に堆積していたことから、グリルで鶏肉を調理中に堆積していた油脂類に着火し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「グリルを使用する時は、グリル水入れ皿に必ず所定の水量の水を入れ、使用中は常に水のある状態を保つ。グリル使用後は必ずお手入れする」、「グリル水入れ皿にたまった脂や、調理物が燃えて火災のおそれがあります。」旨、記載されている。	(受付:2012/09/19)
A201200451 2012-1446 2012/09/09 (事故発生地) 和歌山県	ガス栓（LPガス用）	当該製品に接続したガスこんろを使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は、鍋でお湯を沸かそうとして、誤ってガスこんろに接続されていない左側のガス栓を開いた。○当該製品の左側のゴム管口には、樹脂製のガスこんろのキャップが取り付けられていた。○当該製品はつまみが焼損し溶融していたが、当該製品のヒューズ機構について、作動流量、動作時の気密性、ON・OFF機能等に不具合は認められなかった。●当該製品の左側ガス栓に、ガス栓キャップでなく、ガスこんろに装着されていた樹脂性のガスこんろのキャップを取り付けていたため、誤って左側のガス栓を開放した際にゴム管口と樹脂性のガスこんろのキャップの隙間からヒューズ機能が作動しない少量のガス漏れが生じ、漏えいしたガスにこんろの火が引火し火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「使用しないガス栓にはゴムキャップ(ガス栓キャップ)をつけておいてください」旨、記載されている。	(受付:2012/09/20)
A201200460 2012-1477 2012/08/31 (事故発生地) 福岡県	カセットこんろ	当該製品を破損し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は器具栓つまみが焼損し変形するなどしていたが、全体的に強い焼けは認められなかった。○カセットポンペを装填し、気密テストを実施したところ、ガス漏れは確認出来なかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/09/24)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200462 2012-1485 2012/09/05 (事故発生地) 兵庫県	ガス調整器（L P ガス用）	当該製品を破損し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の分解調査で、ガス流量を調整する弁ゴムのノズル接触部分に亀裂が認められた。○事故後、L P ガス販売事業者が当該製品を点検したところ、出口圧力は測定器の測定範囲を超えていた。○当該製品は交換期限の7年が切れていた。●当該製品は使用から約18年が経過しており、ガス流量を調整する弁ゴムがノズル接触部分で亀裂が生じ、圧力調整機能が正常に作動しなかったため、L P ガスボンベ側の圧力が亀裂部分から出口側に加わり、ガス圧が上昇して使用中のガス炊飯器の火力が強くなって事故に至ったものと推定される。	(受付:2012/09/24)
A201200468 2012-1493 2012/09/14 (事故発生地) 徳島県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品で調理中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○ガスこんろ使用中、使用者は居間でテレビを視聴中に寝てしまった。○当該製品に焼損は認められなかった。○使用者は、消火するため炎の上がった天ぷら鍋をシンクに置いたため、シンク近くにあった食器洗剤の表面樹脂が炎で溶融した。○当該製品は調理油過熱防止装置が装備されていない機種であった。●当該製品に焼損はなく、使用者が当該製品で天ぷら調理中にその場を離れていたことから天ぷら油が過熱されて発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止。料理中のものが焦げたり燃えたりして火災の原因になります。・特に天ぷら、揚げ物をしているときは注意してください。」旨、記載されている。	(受付:2012/09/27)
A201200469 2012-1494 2012/09/22 (事故発生地) 大分県	ガスこんろ（L P ガス用）	住宅1棟を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。	○使用者は、お湯を沸かした後、使用した右側こんろの火を消火せずにその場を離れていた。○事故当時、左側こんろの上に置かれた片手鍋の取っ手が右側こんろ側に向けられており、当該鍋の上には濡れ布巾が掛けられていた。●当該製品でお湯を沸かした後、右側こんろの火を消さずにその場を離れたため、右側こんろの火が布巾や片手鍋の取っ手に着火して、周辺の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止。」の旨、記載されている。	(受付:2012/09/27)
A201200487 2012-1534 2012/09/24 (事故発生地) 東京都	屋外式（R F 式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	当該製品を使用中、異音に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○使用者は、当該製品正面の排気口前に布団用シーツを吊り下げていた。○当該製品と布団用シーツとの距離は、おおよそ30cm～50cm程度であった。○当該製品にはガス漏れは認められなかった。○当該製品の熱交換器及びバーナーケース部に穴あきは認められなかった。○熱交換器のフィンに詰まりは認められなかった。○燃焼管には、焼けや燃焼生成物の詰まりが認められた。●当該製品は、経年による燃焼管の詰まりが認められたが、その他に異常は認められず、燃焼は正常であったことから、当該製品の前に干されたシーツが給気ガスを閉塞して燃焼バランスが崩れ、発生した未燃ガスが排気口から排出されてバーナー炎と繋がってシーツや周辺物に着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「器具周辺に可燃物など燃えやすいものを近づけない」旨、記載されている。	(受付:2012/10/01)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201200491 2012-1537 2012/09/26 (事故発生地) 富山県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品のグリル扉の取っ手樹脂が焼失しており、グリルの操作ボタンは点火状態であった。○当該製品のグリル庫内の焼き網の上には焦げた魚が残っており、水受け皿は過熱して油脂などが焼けた痕跡が認められた。○使用者は、当該製品のグリルで魚を焼いて、火をつけたまま外出していた。●当該製品のグリルを使用中に火をつけたまま外出していたため、グリル庫内の油脂などに着火して、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れない。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/10/02)
A201200497 2012-1557 2012/09/27 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（L P ガス用）	建物を全焼する火災が発生し、2名が負傷した。現場に当該製品があった。 (火災 重傷)	○当該製品は両口とも調理油過熱防止装置のない製品であった。○当該製品の右こんろに天ぶら鍋が載せられていた。○当該製品の右こんろの器具栓が開いており、点火スイッチが燃焼時の状態で固着していた。●当該製品で揚げ物調理をした後、こんろの火を消し忘れたため、調理油が過熱され発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝の禁止、とくに天ぶら、揚げ物をしているときは注意してください。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/10/04)
A201200501 2012-1612 2012/10/01 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、調理油過熱防止装置を左こんろに装備した二口ガスこんろであった。○使用者は、当該製品の右こんろが点火しにくかったため、左こんろの火をキッチンペーパーに移して火種としていた。○当該製品の下に新聞紙が敷かれ、当該製品の側が焼損していた。○当該製品にガス漏れは無く、調理油過熱防止装置にも異常は認められなかった。●当該製品には異常が認められないことから、点火の際、キッチンペーパーの火が、当該製品の下に敷いてあった新聞紙に燃え移ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「機器の点火装置以外の方法では点火しない」、「機器の下に新聞紙やビニールシートなどの可燃物を敷かない」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/10/09)
A201200521 2012-1693 2012/10/07 (事故発生地) 沖縄県	ガス栓（L P ガス用）	当該製品に接続したガス炊飯器を使用中、異音に気づき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品にガス漏れはなく、ヒューズ機能にも異常は認められなかった。○当該製品と継ぎ手ホースとの接続にはガス栓用プラグではなく、機器用スリムプラグが使用されており、それぞれの接続はガス供給業者が行っていた。○ガス栓と継ぎ手ホースとの接続に機器用スリムプラグを使用した場合、接続が不十分となり、継ぎ手ホースのガス栓側継ぎ手と機器用スリムプラグの接続部でガス漏れを生じた。●当該製品と継ぎ手ホースを接続する際にガス事業者が誤って機器用スリムプラグを使用したため接続が不十分となり、ガス漏れを生じて引火し当該製品のつまみが焼損したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/10/18)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201200535 2012-1756 2012/10/07 (事故発生地) 沖縄県	継ぎ手ホース（LPガス用）	ガス栓に当該製品を介して接続したガス炊飯器を使用中、異音に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品のガス栓側継ぎ手付近が著しく焼損していた。○ガス栓と当該製品との接続にはガス栓用プラグではなく、機器用スリムプラグが使用されており、それぞれの接続はガス供給業者が行っていた。○ガス栓と当該製品との接続に機器用スリムプラグを使用した場合、接続が不十分となり、当該製品のガス栓側継ぎ手と機器用スリムプラグの接続部でガス漏れを生じた。●当該製品とガス栓をガス供給業者が誤って機器用スリムプラグで接続したため接続が不十分となり、ガス漏れを生じて引火したものと推定される。 (D1)	(受付:2012/10/22)
A201200545 2012-1773 2012/10/18 (事故発生地) 東京都	カセットこんろ	当該製品で炭をおこしていたところ、当該製品に接続したカセットボンベが破裂し、当該製品を焼損、1名が火傷を負う火災が発生した。 (火災)	○当該製品のガバナの内部部品に損傷は認められなかった。○ボンベが破裂した際に、ボンベトップ部が当該製品のボンベ接続口に衝突した痕跡が認められた。○使用者は、当該製品の五徳の上に金網を載せて、その上で炭の火起こしをしていた。●当該製品は、炭の火起こしに使用されていたために、炭の輻射熱によって、圧力感知安全装置作動後もボンベが過熱されて爆発し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「練炭、炭などの火起こし等には使用しない」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2012/10/26)
A201200555 2012-1911 2012/10/17 (事故発生地) 栃木県	密閉式（BF式）ガスふろがま（都市ガス用）	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品は、正面の燃焼確認窓から上部にかけて、内部から火炎が吹出したように、ススの付着とプラスチック部品の焼損が認められた。○当該製品の底面及び側面に錆が認められ、冠水の跡が認められた。○排気口及び浴槽循環口に焼損及びススの付着はなく、異常燃焼や空だきの痕跡は認められなかった。○バーナーは給湯・ふろ側ともスス付着の痕跡はなく、ノズル受け口、ノズル側にも異常は認められなかった。また、元弁上部の部品及び点火装置、種火バーナー部にも異常は認められなかった。○分解したふろ側ガスガバナシール部に砂状の異物が付着していた。また、配管内部に異物が認められた。○異物のEDS分析の結果、アルミ、けい素等が確認された。●当該製品に冠水の跡が確認されたことから、冠水等により、内部に浸み込んだ水分によってアルミダイキャスト部品内部の腐食が経時的に進行し、生成された砂状の異物等がふろ側のガスガバナシール部分に侵入してガス漏れが生じ、漏れたガスにバーナーの炎が引火し、機器内部が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「特に注意して頂きたいこととして使用場所についてのご注意・排水口は詰まらせないようにご注意ください。排水が悪く機器が水びたしになると異常燃焼をおこし器具が故障したり、焼損する場合があります。水びたしになった状態では絶対に使用しないでください。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/10/29)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200576 2012-1941 2012/10/23 (事故発生地) 青森県	半密閉式（CF式）ガスふろがま（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。 (火災)	○当該製品が設置されていた浴室の排水口の排水状態が悪い状態であった。○当該製品の点火機構部の樹脂部品等が焼損し、底部のノズルホルダー周辺が腐食しており、メインバーナー側面には冠水跡が認められた。○ガス入口からガス電磁弁までの間にガス漏れはなく、焼損した点火機構部のみ交換し燃焼状態を確認したところ、メインバーナーへの火移りや燃焼炎の状態に異常は認められなかった。○メインバーナー炎口付近まで冠水させ、その後水を抜き一部のメインバーナー炎口に水膜が残っている状態で燃焼させたところ、一部の未燃ガスがメインノズル上にあふれて引火し、器具栓を炙ることを試験で確認したが、事故当時の冠水状況は確認出来なかった。●当該製品の事故時の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れはなく、点火機構部の樹脂部品を交換したところメインバーナーの燃焼状態に異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/11/02)
A201200581 2012-1969 2012/10/26 (事故発生地) 鹿児島県	密閉式（BF式）ガス給湯付ふろがま（都市ガス用）	当該製品を使用中、湯温調節をしたところ、浴室内で爆発する火災が発生し、周辺を焼損、2名が負傷した。 (火災 重傷)	○当該製品の外郭の一部が変形して膨らみが生じていたが、隙間から浸入した水滴が乾いた水垢の痕跡から、当該変形は事故以前から生じていたものと推定される。○ふろがま近くに掛けてあった化繊のタオルに熱影響を受けた痕跡は認められなかったが、1.5m離れた洗面台付近の焼損が著しかった。○バーナー部、燃焼室及び熱交換器等にススの付着はなく、不完全燃焼の痕跡は認められなかった。○ガス漏れは認められず、口火の点火性能やメインバーナーへの着火性能、燃焼状態及び立ち消え安全装置の機能等にも異常は認められなかった。●事故当時の状況が不明のため爆発・着火した原因の特定には至らなかったが、当該製品の各部にガス漏れや不完全燃焼等の異常は認められず、各部の機能にも異常がなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/11/05)
A201200587 2012-1971 2012/10/25 (事故発生地) 愛知県	ガスこんろ（都市ガス用）	飲食店で当該製品を使用中、当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の右こんろ操作ボタン周辺が著しく焼損していた。○右こんろのバーナー部やノズルには、煮こぼれ等の異物が多量に堆積していた。●当該製品の右こんろで煮こぼれ等を繰り返す、ノズル内に異物が堆積していたため、バーナーの炎口部が煮こぼれで塞がれた際に、逆火が生じて操作ボタン周辺が焼損したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「煮こぼれは機器を早く傷める。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/11/06)
A201200601 2012-2033 2012/11/04 (事故発生地) 栃木県	ガスこんろ（LPガス用）	集合住宅の一室を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。 (火災 死亡)	○当該製品は、全体的に著しく焼損していた。○出火元は当該製品からは離れた場所であった。○火災原因はガス漏れではなかった。●出火元は当該製品から離れており、ガス漏れも認められなかったことから、当該製品が火災に関与したものとは考えられず、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/11/12)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200608 2012-2036 2012/10/10 (事故発生地) 京都府	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が調理油過熱防止装置が搭載されていない当該製品の右側こんろで、天ぷら調理後、ガスこんろの火を消し忘れていた。○焼損箇所はガスこんろ周辺の壁と換気扇のみであった。○当該製品の機能には異常がなく、現在も継続して使用がなされている。●当該製品で揚げ物調理をした後、こんろの火を消し忘れたため、調理油が過熱され発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝の禁止、とくに天ぷら、揚げ物をしているときは注意してください。」の旨、記載されている。	(受付:2012/11/14)
A201200622 2012-2126 2012/11/04 (事故発生地) 新潟県	石油ふろがま	発煙に気づき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、事故発生の約8時間前に追い焚きのために5分間使用されており、浴室内に設置されていた操作スイッチには異常は認められなかった。○当該製品は、家屋の勝手口内に設置されており、当該製品、送油ゴムホース、勝手口の扉及び壁が焼損していた。○当該製品内部は焼損が著しく、缶体内の炉材には部分的に灯油の染み込みが認められた。○水循環パイプとホースの接続部に水漏れがあり、外装側板や底板が腐食、破損して缶体の下から排気が漏れる状態になっていた。○機器内部の電線類に溶融痕は認められず、電気部品にも出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/11/22)
A201200624 2012-2029 2012/11/11 (事故発生地) 京都府	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、住宅1棟を全焼、1名が死亡した。	○当該製品は全体的に焼損が著しく、消火の放水を受けたことによる赤錆が発生していた。また、天板及びガード中央部が大きく凹み、タンク蓋に変形が認められた。○灯しんは最下段に下がっており、しん上下機構に異常は認められなかった。○燃焼筒、しん案内筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○油受け皿に油漏れはなかった。○給油キャップは熱による焼失部分が見られたが、装着に異常は認められなかった。●事故時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のしん上下機構、燃焼筒、しん案内筒、油受け皿及び給油キャップに異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/11/22)
A201200658 2012-2234 2012/11/15 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はガス台の奥に押し込まれ、ゴム管がグリル排気口に接した状態になっており、ゴム管が焦っていた。○ゴム管の焦げた部分には微少なき裂が生じており、ガス漏れが認められた。○当該製品に焼損はなく、気密性はある、燃焼状態に異常は認められなかった。●当該製品をガス台の奥に押し込んで使用していたため、グリル排気口とゴム管が接近し、グリル使用時の排熱によりゴム管が熱損傷したため、ゴム管からガスが漏洩し引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「ゴム管は機器の下を通したり、グリル排気口に近づけない。ゴム管がとけてガス漏れの原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2012/12/06)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200665 2012-2239 2012/11/24 (事故発生地) 愛知県	石油こんろ	外出先から帰宅したところ、当該製品を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○使用者は事故前日に当該製品を使用中、鍋から吹きこぼれが生じたため、燃焼筒を取り外して中を乾かしていた。○使用者は外出前に火がつくか確認するため、燃焼筒を外した状態で点火操作を行い、火がつかなかったため、そのままの状態を外出していた。●当該製品の燃焼筒を外したまま点火操作を行った際、しんに火がついていたが、それに気づかず、燃焼筒を外した状態で外出したため、異常燃焼により当該製品が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「燃焼筒がしん調節器に正しくセットされていないと、しんの上ののっていると、ススが出て異常燃焼し危険です。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/12/07)
A201200670 2012-2230 2012/11/30 (事故発生地) 大阪府	石油ストーブ(開放式)	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。 (火災)	○当該製品は油量計のぞき窓と電池ケースが焼損していた。○カートリッジタンクはススが付着していたが変形・破損は認められなかった。また、タンク内には灯油が残存していたが、異臭や変色は認められなかった。○燃焼筒、しん及びしん案内筒に異常は認められなかった。○本体油タンクには、灯油が漏れずに残っていた。○給油時自動消火装置と対震自動消火装置は双方とも正常に作動した。○ホコリ及びホコリが焦げたものが本体の油タンク上面や遮熱板、置台等に認められた。○分解した当該製品を再度組み直し、着火させたところ正常に燃焼した。●当該製品の事故時の使用状況が確認出来ないことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/12/11)
A201200673 2012-2317 2012/11/30 (事故発生地) 栃木県	開放式ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。 (火災 重傷)	○当該製品にガス漏れ等の異常は認められなかった。○厨房内にあったガスフライヤーの種火の点火スイッチが「開」であった。●当該製品にガス漏れ等の異常は認められなかったことから、ガスフライヤー付近からガスが漏洩し、漏洩したガスに当該製品の点火時の火花が引火し、爆発に至ったものと推定される。 (F2)	(受付:2012/12/13)
A201200678 2012-2319 2012/12/02 (事故発生地) 長野県	石油温風暖房機(開放式)	当該製品を使用中、当該製品の温風の吹き出し口から出火する火災が発生し、建物を全焼した。 (火災)	○当該製品を支えにして立ち上がる際、本体の向きが変わり、温風吹出口から炎が吹き出し、消火のために本体に被せたこたつ布団が燃えて火災に至っていた。○当該製品は天板が落下物で変形し、カートリッジタンクは装着状態で焼損していた。○置台の感震器は焼損し、作動確認できなかったが、制御基板等に出火の痕跡はなく、燃焼室に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○当該製品に故障等の異常は認められなかった。●当該製品に振動が加わり、燃料液面が揺れて一時的に温風吹出口から炎が吹き出したものと考えられるが、詳細な事故状況等が不明であり、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/12/13)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200682 2012-2320 2012/12/07 (事故発生地) 大阪府	カセットこんろ	当該製品で調理中、当該製品に接続した他社製カセットボンベが爆発する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損、1名が火傷を負った。	○当該製品を用いて使用者がうどんを調理していたところ、当該製品に接続した他社製ボンベが爆発し、部屋が破損するとともに使用者が火傷を負った。○当該製品はカセットボンベ収納部周辺の外郭に顕著な変形が認められ、カセットボンベはマウンテンカップと胴部の間が裂け開口した状態であった。○当該製品の底面には熱影響による変色が認められた。○当該製品が置かれていたこたつテーブルに円形の焦げ跡が認められ、大きさは当該製品のバーナー形状とほぼ一致することが確認された。○当該製品にボンベが装着された時期は不明である。●当該製品を逆さまに設置した状態で着火したために、カセットボンベが過熱して破裂、爆発に至ったものと判断され、製品には起因しない事故と推定される。	(受付:2012/12/13)
A201200693 2012-2355 2012/12/06 (事故発生地) 山梨県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品のスイッチを入れてその場を離れた後、異常に気がつき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○燃焼室内部、バーナー（網）、点火プラグ及びフレームロッドに、変形などの異常燃焼の痕跡は認められなかった。○電源コード、当該製品内部の各リード線に短絡した痕跡は認められなかった。○灯油の送油経路となる電磁ポンプ・気化器・配管類に灯油が漏れた痕跡は認められなかった。○気化器溶接部に外れや穴あきのガス漏れの痕跡は認められなかった。○当該製品内の残油には、変質は認められなかった。●事故当時の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品から出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/12/17)
A201200701 2012-2359 2012/12/14 (事故発生地) 山梨県	ガスこんろ（L P ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品のグリルを点火して調理中、火をつけたままその場を離れ外出していた。○当該製品は著しく焼損し、グリル庫内は油污れがひどかった。●当該製品のグリルに点火後、火をつけたままその場を離れたため、グリル庫内が高温となり、グリル内の調理物や油分が過熱し発火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたままの、移動、外出、就寝禁止。火災の原因となる。」旨、記載されている。	(受付:2012/12/19)
A201200702 2012-2360 2012/12/09 (事故発生地) 栃木県	ガスこんろ（L P ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の右こんろにやかんを載せて点火後、その場を離れ台所に戻ると、当該製品周辺が火災になっていた。○天板上には焼損した可燃物が付着していた。○当該製品の周囲には可燃物が置かれており、整理されていなかった。○当該製品にガス漏れなどの異常は認められなかった。●当該製品に異常はないことから、使用中に火をつけたままその場を離れていたため、右こんろ周囲に置かれていた可燃物に着火した火災と考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたままの、移動、外出、就寝禁止」、「機器の上や周囲には可燃物や引火物を置かない、近づけない」旨、記載されている。	(受付:2012/12/19)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200704 2012-2361 2012/12/01 (事故発生地) 愛知県	屋外式（RF式）ガス給湯付ふろがま（都市ガス用）	当該製品で追い焚き後、幼児（1歳）を浴槽に入れたところ、両足に火傷を負った。	○当該製品は追い焚きすると、浴槽循環口から気泡が多量に噴出し、点火・消火を繰り返し、湯温は攪拌不良で上部が熱くなり、循環口付近は上昇しなかった。○現場施工の屋外壁面の追い焚き用配管に水漏れが認められた。○当該製品の燃焼状態に異常はなく、追い焚きを開始して約10分後、水流スイッチが循環水量の異常を検知し、燃焼は停止した。●当該製品に異常はなく、現場施工の追い焚き用配管に何らかの原因で水漏れが発生したため、循環ポンプにエアーが噛み込み、攪拌機能が低下してふろ上部の湯が高温になったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/12/19)
A201200709 2012-2383 2012/12/11 (事故発生地) 千葉県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の燃焼・温風空気取り入れ口周辺には、多量のココリが付着、堆積していたが、灯油のしみ込みや焼け跡は認められなかった。○燃焼室内に変形、焼損、ススの付着などの異常燃焼の痕跡は認められなかった。○油漏れや電気部品の短絡の痕跡は認められなかった。○当該製品の外表面に波線状の焼損痕が確認された。○製品の前にあるフロアーマットから油分の反応が認められた。○カートリッジタンクは本体から抜かれており、蓋は外された状態だった。●当該製品に出火につながる異常は認められず、製品の外表面に灯油がかかった痕跡が認められることから、給油中にこぼれた灯油が当該製品にかかり引火したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/12/20)
A201200730 2012-2447 2012/12/19 (事故発生地) 愛知県	石油給湯機付ふろがま	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○住宅は外壁塗装工事中で、当該製品上部の煙突部に養生シートの燃え残りが付着していた。○当該製品の下部から引き出されている電源コードが焼損し、熔融痕が認められたが二次痕と推定された。○内部は電源コード貫通穴から上部に焼損が拡大しており、内部配線や内部部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外壁塗装工事で当該製品に被せていた養生シートが燃焼排気ガスで燃え出し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/12/27)
A201200748 2012-2450 2012/12/17 (事故発生地) 神奈川県	ガスこまろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品の右こまろは使用中であったが、詳細な使用状況等は確認出来なかった。○当該製品は前面右側が著しく焼損していたが、内側よりも外側の焼けが強かった。○当該製品内部に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況等が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/01/04)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200765 2012-2517 2012/12/30 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品のグリルに点火後、その場を離れていた。○当該製品はグリル庫内が焼損し、グリル排気口にはススが付着していた。○水入れ皿は油汚れがひどく、焼損した異物が付着していた。○当該製品にガス漏れはなく、使用は可能であり、グリルに点火すると、約5分後に水入れ皿に付着した油分に火がついた。●当該製品に異常は認められないことから、グリル庫内を手入れしていなかったことと、グリル点火後にその場を離れていたため、庫内に付着していた油や調理物が過熱して発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対離れない。」、「グリル使用後は手入れする。」旨、記載されている。	(受付:2013/01/08)
A201200777 2012-2515 2013/01/04 (事故発生地) 岐阜県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損、周辺を汚損した。	○当該製品は円筒型の固定タンク式石油ストーブで、燃焼部で異常燃焼が生じていた。○燃焼筒にはススが多量に付着し、しん案内筒に正しくセットされていなかった。○点火装置に異常はなく、燃焼筒を正しくセットして点火すると、正常に燃焼した。●当該製品の燃焼筒が正しくセットされていなかったため、異常燃焼が生じたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「点火後、燃焼筒のつまみを左右に2～3回動かし、燃焼筒が正しくセットされているか確認する。異常燃焼し火災になるおそれがある。」旨、記載されている。	(受付:2013/01/15)
A201200781 2012-2568 2013/01/02 (事故発生地) 大阪府	ガス衣類乾燥機（都市ガス用）	当該製品のドラム内部を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電気部品および燃焼系部品に出火の痕跡は認められず、ドラム庫内に残存していた多量の洗濯物が中の方から著しく焼損していた。○ドラム内の洗濯物は夜に乾燥運転が終了した後、翌日14時までの間放置されていた。○洗濯物から不飽和脂肪酸が検出された。●当該製品からの出火の痕跡は認められず、油分を含んだ洗濯物を乾燥させたために、油の酸化熱により自然発火したものと推定される。なお、取扱説明書及び本体に、「食用油、動物系油、機械油、ドライクリーニング油、美容オイル（ボディオイル、エステ系のオイルなど）、ベンジンやシンナー、ガソリン、樹脂（セルロース系）などの付着した衣類や、ポリプロピレン繊維製の衣類は洗濯後でも絶対に乾燥しないでください。油の酸化熱による自然発火や引火の恐れがあります。」旨、記載されている。	(受付:2013/01/15)
A201200822 2012-2646 2013/01/03 (事故発生地) 宮崎県	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故当時、使用者は燃焼中の当該製品に、電池式の給油ポンプを使用して灯油ポリタンクから給油しようとしたが、電池が切れて給油できなかったため、そのままの状態での放置していた。○当該製品は全体的に焼損が見られるものの、燃焼筒にススの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクに腐食による穴開き等はなく、油漏れの痕跡は認められなかった。●事故当時の状況が火災発生に影響を与えたのか不明であるが、当該製品に出火に繋がるような異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/01/24)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201200836 2012-2939 2013/01/21 (事故発生地) 青森県	密閉式（BF式）ガスふるがま（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品が設置されていた浴室は、排水状態が悪かった。○バーナー燃焼中に前面パネル内側で炎が上がっていた。○内部には冠水跡があり、バーナー手前上方のガスパイプ固定金具、圧電点火装置、内部配線が著しく焼損していた。●当該製品は浴室の排水不良により内部が冠水したため、バーナー部から正常に炎が出なくなりバーナーの手前側に炎が溢れ、機器内部が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、本体には、「浴室の排水口はこまめに掃除する。機器内に水が浸入すると火災や機器損傷の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2013/01/28)
A201200861 2012-3017 2013/01/19 (事故発生地) 京都府	吹き出し口ガード（石油温風暖房機用）	当該製品を石油温風暖房機に取付けて使用中、異常に気が付き確認すると、当該製品が外れており、乳児が左手に火傷を負っていた。	○当該製品を取り付けていたファンヒーター前面に変形が認められ、当該製品のマグネット部分を十分に密着させて当該製品を固定させることが困難であった。○乳幼児は、事故以前からよく当該製品につかまり立ちをしていた。○母親は隣部屋に居て、事故発生時の子供の行動を監視していなかった。●当該製品は、取り付けていたファンヒーター前面が変形していたことから、マグネットとの接触面が小さくなり吸着が不十分となったために、磁力による固定力が弱密着が弱い状態であり、被害者が当該製品につかまり立ちをするなどして、浴直方向または水平方向の荷重によってファンヒーターから当該製品が外れ、手がファンヒーターの吹き出し口等高温部に触れたため事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「●お子様のいたずらで外す・ずらすなど安全にご使用できない場合は使用を中止する。」「ガードにつかまったり、線材の隙間や、ガードと本体の間に指、手、足などを入れない。やけどをするおそれがある。」旨、記載されている。	(受付:2013/02/04)
A201200866 2012-3011 2013/01/16 (事故発生地) 東京都	石油ストーブ（開放式）	建物を1棟全焼する火災が発生し、2名が火傷を負った。現場に当該製品があった。	○使用者は、当該製品の燃焼部の赤熱具合が悪かったため、カートリッジタンクを引き抜き、キャップを緩めて、再度セットしようとしたところ、本体のタンク室から火が見えた。○使用者は、事故以前からキャップを強く閉めると火力が上がらないことがあったとして、キャップを緩めて使用していた。○事故後、カートリッジタンクのキャップはタンク室内から発見された。○当該製品のしんは消火位置まで下がっており、燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○本体の固定タンクに油漏れの痕跡は認められなかった。●当該製品のカートリッジタンクのキャップが緩んでいたために灯油が漏れ、消火直後の高温になっていた部位に漏れた灯油が触れて発火し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「給油口は確実に閉め、給油口を下にして油漏れがないことを確かめること、給油口が確実に閉まっていないと簡単にひらいて、火災の原因になる」旨、記載されている。	(受付:2013/02/04)
A201200896 2012-3094 2013/01/31 (事故発生地) 静岡県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は樹脂部品が焼失し、全体が焼損していた。○カートリッジタンクは装着された状態で焼損し、口金は閉まっていた。○前面パネルの焼けは内側よりも外側の方が強かった。○送油経路に油漏れはなく、燃焼部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○電源コードが数か所断線していたが、基板、電気部品、内部配線に出火の痕跡は認められなかった。●事故当時の詳細な使用状況等が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/02/12)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201200080 2012-0311 2012/04/11 (事故発生地) 青森県	除雪機（歩行型）	当該製品を使用中、排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、右手を負傷した。 (重傷)	○使用者は、エンジンを切り、雪かき棒で排雪口の雪を落としていたが、取り切れない雪を取り除くため排雪口に右手を差し込んだ。○エンジンを最高回転にしてから除雪クラッチレバーを「切」にした場合のプロワ停止時間は約4秒であった。○機能性及び走行性に異常は認められなかった。●当該製品は、エンジンが切られていたことからプロワは停止していたものの、使用者が右手を排雪口に入れて雪を取り除こうとしてプロワに接触、手袋等が引っ掛かり、手を引き抜く際にプロワに回転力が加わって事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品本体には、「排雪口には絶対手をいれないこと!!!」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/04/26)
A201200283 2012-0932 2012/06/26 (事故発生地) 神奈川県	脚立（三脚）（アルミニウム合金製）	当該製品に乗って剪定作業中、転落し、負傷した。 (重傷)	○当該製品は、踏みざんの両端を固定する2本の前支柱と、昇降面を支える1本の後支柱から構成され、後支柱の長さを調整することで、昇降面の角度が変わる製品である。○当該製品は、使用者宅の庭で使用されており、昇降面は、適正角度（水平面から約75度）よりも浅い角度（約67度）であった。○当該製品は土面に接地されており、昇降面に向かって左方向に若干の上り傾斜があった。○使用者は、下から4段目の踏みざんに左足を、5段目の踏みざんに右足を乗せて、直径55mmの枝を左手でもちながら、右手でのこぎりを使用していた。○当該製品は、使用者が枝を切り終わった時に、昇降面に対して右方向に転倒した。○当該製品の後支柱は、高さ調整用の穴で破断していた。○破断した後支柱の断面形状、肉厚及び硬度に異常は認められなかった。○当該製品の破断部には変形が認められ、昇降面側に対して右側が伸び、左側が縮んでいた。○同等品を用いた再現実験を行った結果、倒れかかった当該製品の後支柱に横方向から重量物を当てると、当該製品と同じ位置で後支柱が破断した。●当該製品の後支柱の形状や硬度に異常は認められず、後支柱の破断部に横方向からの力が加わった痕跡が認められたことから、使用者が当該製品の設置角度を適正よりも浅い角度で使用していたために、バランスが崩れ、転倒する際に身体が製品に接触して後支柱の側面方向に力が加わり、脚の折損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品の取扱説明書には、「前支柱と後支柱の使用角度を約75度にししないと安定が確保されず転倒や転落の恐れがある」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/07/19)
A201200526 2012-1700 2012/10/11 (事故発生地) 秋田県	脚立（はしご兼用）（アルミニウム合金製）	当該製品を脚立状態で使用中、降りる際に転倒し、負傷した。 (重傷)	○当該製品は、支柱の1本が、端具上部の補強金具と支柱の接合部で、通常の使用状態で加わる力の方向とは逆方向の内側に変形していた。○支柱の寸法・肉厚及び硬さに、異常は認められなかった。●当該製品の強度等に異常は認められないことから、使用者が当該製品から降りる際、バランスを崩し、横方向に転倒した当該製品の上に落下して事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「左右方向に転倒しやすいので注意して使用する」、「支柱から、身体を乗り出さない」旨、記載されている。また、当該製品は、JIS基準やSG基準の強度及び安定性を満たしていた。 (E2)	(受付:2012/10/19)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201200532 2012-1704 2012/10/11 (事故発生地) 東京都	踏み台（アルミニウム合金製）	当該製品を使用中、転倒し、負傷した。 (重傷)	○当該製品は、昇降面側左支柱が、端具上部の補強金具と支柱の接合部で、通常の使用状態で加わる力の方向とは逆方向の内側に折れ曲がり、右支柱も内側に変形していた。○支柱の寸法・肉厚及び硬さに異常は認められなかった。○事故当時、使用者は当該製品を柔らかい土の上に設置して剪定作業を行っていた。●当該製品の強度等に問題は認められないことから、使用者が柔らかい土の上に踏み台を設置して剪定作業をしていた際、バランスを崩し、横方向に転倒した当該製品の上に落下して事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「左右方向に転倒しやすいので注意して使用する」、「安定しない場所には設置しない」旨、記載されている。また、当該製品は、SG基準の強度及び安定性を満たしていた。 (E2)	(受付:2012/10/19)
A201200617 2012-2103 2012/11/05 (事故発生地) 神奈川県	椅子	当該製品を踏み台として使用した際、当該製品の脚部が曲がり、転倒し、負傷した。 (重傷)	○当該製品の脚部には、顕著な変形は認められなかった。○当該製品は、2本の脚部部品と座面部品から構成され、購入者が取扱説明書に沿って組み立てるものであった。○当該製品は、脚部部品が取扱説明書の指示とは左右逆向きに組み付けられていた。○2本の脚部部品にはそれぞれ番号が表示されており、取扱説明書には脚部を組み付ける際の番号の向きが図示されていた。○脚部を適切に組み付けた事故同等品について、安定性をJISに基づいて測定した結果、異常は認められなかった。○脚部が不適正に組み付けられている当該製品の安定性は、適切に脚部を組み付けた場合の半分以下で、基準値を下回ることが確認された。●当該製品の脚部を不適切に組み付けたために、安定性が低下し、使用者が踏み台として使用していた際にバランスが崩れて事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には左右脚部の組み立て時の向きが図で示されていた。 (E2)	(受付:2012/11/20)
A201200646 2012-2213 2012/11/22 (事故発生地) 鹿児島県	脚立（三脚）（アルミニウム合金製）	当該製品に乗って作業中、転倒し、負傷した。 (重傷)	○事故当時、使用者は当該製品の昇降面を取扱説明書等で指示された75度より倒れた角度にして柔らかい土の上に設置して使用していた。○伸縮支柱の調整脚が、上パイプの下端の下方の位置で昇降面から見て右内側方向に変形していた。○調整脚の寸法や硬さに異常は認められず、事故当時の使用状態で使用制限体重の4倍の荷重をかける試験を実施しても各部に破損や変形等の異常は生じなかった。●当該製品の調整脚を柔らかい地面に設置した再現試験でも当該製品各部に異常が生じなかったことから、使用者がバランスを崩した原因の特定には至らなかったが、当該製品の強度に問題が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「左右方向に転倒しやすいので注意して使用する」、「支柱から、横に身体を乗り出さない」、「柔らかい地面には設置しない」、「昇降面（前支柱）と伸縮支柱（後支柱）の使用角度は、75度に設置する」旨、記載されており、当該製品はSG基準に適合している。 (F2)	(受付:2012/12/03)
A201200648 2012-2214 2012/10/20 (事故発生地) 福岡県	折りたたみ椅子（脚立兼用）	当該製品を脚立として使用中、転倒し、負傷した。 (重傷)	○当該製品のストッパーが変形し、ストッパーが掛からない状態であった。○ストッパー表面の塗装に筋状のひび割れが認められることから、ストッパーの変形は製造後に生じたものと推定された。○当該製品を開く際、ストッパーにはほとんど力が掛からない状況であった。○当該製品を開いて踏み板の最前部を踏んだところ、当該製品は折りたたまれた。●当該製品のストッパーが変形するような力は通常使用では加わらず、使用状況が不明なことからストッパーが変形した原因の特定には至らなかったが、ストッパーが変形し、ストッパーが掛からない状態で踏み板の前側を踏んで昇ろうとしたため、当該製品が閉じ使用者が転倒したものと推定される。 (F2)	(受付:2012/12/04)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201200933 2012-3179 2013/02/10 (事故発生地) 兵庫県	脚立（はしご兼用）（アルミニウム合金製）	当該製品で作業中、転倒し、負傷した。 (重傷)	○戸建てのリフォーム中、使用者が当該製品の2段目の踏ざんに足を載せモルタルを張る作業中に突然脚が折れて転倒し、腰椎を骨折した。○4本の支柱のうち1本の端部が内側に折れ曲がっていた。○支柱の寸法・肉厚はほぼ図面どおりであった。○支柱の硬さは設計許容値内で問題は認められなかった。○支柱の強度評価として、一般財団法人製品安全協会の強度試験を適用した結果、異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は寸法、肉厚、硬さは事業者が示した仕様どおりで支柱の強度試験においても問題がなかったことから、当該製品の使用中に何らかの要因で使用者がバランスを崩して転倒し、倒れた脚立に使用者が落下して支柱が変形したものと考えられ、製品には起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2013/02/20)
A201200990 2012-3315 2013/02/03 (事故発生地) 奈良県	脚立（はしご兼用）（アルミニウム合金製）	当該製品をはしご状態で使用中、転落し、負傷した。 (重傷)	○事故時、当該製品をはしご状態にして玄関内上部のオーバーハング部（天井の一部で手前に突き出た壁面）の下端付近に僅かに接触する状態で立て掛けて使用していた。○当該製品の昇降面上部の支柱や踏ざんに多数の破損や変形が認められた。○破断面近傍に変形が発生しており延性的かつ急速に破断した様相を呈していた。○当該製品が立て掛けられていた壁面下端に、はしご上側端具との干渉によるものと推定される擦過痕が認められた。○支柱の厚さは設計図面どおりで、硬さ（引張り強度代用値）にも異常は認められなかった。●当該製品の上部先端と玄関の壁が僅かに接触する状態で使用されたため、上部先端が壁から外れて前方に転倒したものと考えられ、製品には起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「建物のほりや突き出た壁に、はしごの先端を立て掛けて使わない。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2013/03/06)
A201201068 2012-3296 2013/01/13 (事故発生地) 山梨県	システムキッチン（吊り戸棚）	当該製品が頭上に落下し、負傷した。 (重傷)	○当該製品は、7本の固定ネジで壁面に固定されていたが、当該製品と一緒に抜け落ちていた。○当該製品の固定に使われていたネジは、メーカー仕様の6本と、1本の他社製ネジであり、ネジ部には石膏の付着が認められた。○当該製品は、壁面裏側の取付棧に、壁を挟んでネジで固定するものであるが、当該製品が取り付けられていた壁面裏側には取付棧が施工されていなかった。○当該製品の取付業者は、製造事業者とは別の事業者であった。●当該製品を壁面に固定するための取付棧が壁面裏側に施工されていない状態で、取付業者が当該製品を壁面に取り付けただめに、固定用ネジが抜けて当該製品と一緒に落下し、事故に至ったものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。なお、組立説明書には、「施工図通り現場ができていないか必ず確認する」、ウォールキャビネットの取付けの項に「取付用壁面には取付用棧木（40×60mm以上）を設ける」旨、記載されている。 (D1)	(受付:2013/03/28)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A201200379 2012-1268 2012/07/27 (事故発生地) 福岡県	歩行補助車	使用者が当該製品の上に置いていた荷物を降ろそうとした際、当該製品が動き、転倒、負傷した。 (重傷)	○使用者が当該製品のバッグの上に置いたリュックを降ろそうとしたとき、バランスを崩し転倒した。○当該製品の本体フレームやハンドル等に変形等の異常は認められず、バッグも外れやすい状態ではなかった。○当該製品の安定性や走行耐久性に異常は認められず、ブレーキも正常に作動した。●使用者が当該製品のバッグの上に置いていたリュックを降ろす際にバランスを崩し転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/08/24)
A201200483 2012-1507 2012/09/14 (事故発生地) 長崎県	電動車いす (ハンドル形)	当該製品に乗車していた使用者(90歳代)が、当該製品とともに堤防下の海で発見され、死亡が確認された。 (死亡)	○当該製品には、事故時転落後の海水浸漬による故障や腐食が認められたが、走行に支障があるような破損等は認められなかった。○停車時やアクセルを戻した際に制動する電磁ブレーキに異常は認められず、手動ブレーキの制動力にも異常は認められなかった。○制御装置に故障が生じた場合の故障履歴は、転落後海水に浸漬したことによるとみられる「アクセル電圧異常」の1件のみであり、他に故障履歴はなかった。●当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (E2)	(受付:2012/09/28)
A201200551 2012-1782 2012/05/27 (事故発生地) 神奈川県	歩行補助車	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、自動車に乗ろうとしたところ、当該製品とともに転倒し、負傷した。 (重傷)	○使用者は、当該製品で約100m移動したあと、立ち止まり、移動を再開しようとしたところ転倒した。○転倒場所は、屋内のコンクリート地に塗装を施した床面で、凹凸などはなく、濡れた箇所などはなかった。○転倒時の詳細な状況は確認出来なかった。○事故後、当該製品は使用されていなかったが、約4か月が経過した時点で、使用者の家族が確認したところ、車輪の回転をロックするためのアームの先端が、車輪側の受け部に接触する状態になっていた。○アームの先端と受け部がいつから接触するようになっていたかは不明であり、詳細な接触状況は、販売店でアームが調整されたため、確認できなかった。○当該製品の外観に変形等の異常は認められなかった。○アームを動かしているワイヤーに緩みが生じて先端が受け部に接触した可能性を検証するために、アームを連続10,950回繰り返し動作させたところ、ワイヤーに緩みが生じることはなく、アームの先端が車輪受け部に接触することもなかった。○SG基準に準拠した方法で、安定性試験を実施した結果、当該製品が転倒することはなく、安定性に異常は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の車輪のロック機構や車体の安定性に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品はSGマークを取得している。 (F2)	(受付:2012/10/26)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200565 2012-1921 2012/10/23 (事故発生地) 兵庫県	電動車いす（ハンドル形）	使用者（80歳代）が当該製品に乗車中、踏切内で列車にはねられ死亡した。	○事故当時遮断機は下りており、当該製品は停止していたが、列車通過中使用者が当該製品上で前のめりになるようにして遮断棒を折って踏切内に進入した。○本体内部のバッテリー、コントローラー基板（制御基板）、コントローラー接続部の配線接続に異常は認められなかった。○当該製品の操作入力部を正常品に接続したところ、制御及びモーター動作ともに異常は認められなかった。○当該製品コントローラー基板の走行履歴等を記録するメモリーを正常品コントローラー基板に装着したところ、事故発生11分前までの履歴が確認できたが異常停止や誤動作の記録は無かった（事故発生時の記録は事故により記録できていない。）○当該製品のモーターを正常品に接続し動作させたところモーターは正常に前進、後進回転し異常は認められなかった。●事故時の詳細な運転操作状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品には起因しない事故と推定される。なお、同型品によればノイズ誤動作に関する各種試験を満足することが確認されている。	(受付:2012/10/31)
A201200580 2012-1975 2012/09/27 (事故発生地) 和歌山県	電動車いす（ジョイスティック形）	当該製品に乗ってスロープを登坂中、後方に転倒し、負傷した。	○事故現場のスロープの傾斜角度は、約15度であった。○当該製品を用いて補助輪を出した状態で使用者とほぼ同じ体重の被験者が、当該スロープを走行したところ転倒は発生しなかったが、各設定速度において補助輪を格納した状態で走行したところ、いずれも後方に転倒した。○当該製品は、グリップエンドの傷以外に外観に損傷痕は確認されなかった。○補助輪の長さの調節及びロック機構に異常は認められなかった。○走行性に異常は認められず、また、車軸の変形や構造上の不具合も認められなかった。●当該製品の走行性や構造に異常が認められず、当該製品の補助輪を格納した状態で走行すると、速度の影響なく後方へ転倒することが確認されたことから、使用者が補助輪を格納したままスロープを走行したことにより転倒事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/11/05)
A201200593 2012-2013 2012/10/02 (事故発生地) 和歌山県	電動アシスト自転車	当該製品で走行中、突然ハンドルが回転、バランスを崩し、胸を強打、負傷した。	○事業者が確認時、引上げ棒は当該製品発送のため引き上げ棒が緩められており、事故時の状態は確認できていない。○事業者が、引き上げ棒を規定値で締め付けた結果、ハンドルの固定力に異常は見られなかった。●当該製品の販売店での組み立て状態が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、引き上げ棒を規定値で締め付けた状態では、ハンドルの固定力に異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/11/08)
A201200607 2012-2020 2012/11/05 (事故発生地) 大阪府	電動車いす（ハンドル形）	使用者（70歳代）が当該製品に乗車中、踏切内で列車にはねられ死亡した。	○当該製品の操作性に異常は認められなかった。○電磁ブレーキ及び手動ブレーキに異常は認められなかった。○制御ユニット内に、浸水・破損等の異常は認められなかった。○事故当日に、事故の要因となり得るエラーは記録されていなかった。●当該製品が踏切内に進入した原因は不明であり事故原因の特定には至らなかったが当該製品は、前進・後進等の操作に対して正常に反応し、ブレーキ機構にも異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、同型品によればノイズ誤動作に関する各種試験を満足することが確認されている。	(受付:2012/11/14)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200641 2012-2186 2012/11/10 (事故発生地) 岡山県	折りたたみ自転車	当該製品で走行中、前輪が段差に衝突したところ、フロントフォークが破断し、転倒、負傷した。 <p style="text-align: right;">(重傷)</p>	○当該製品のメインフレーム、クランク及びペダル等に著しい変形は認められなかった。○車輪の回転は前後とも滑らかであり、車輪のブレーキ動作についても急激な制動もなく、緩やかに減速できる状態であった。○折損した2本の前ホーク破断面には内側の角から伸展して破断した様相が確認され、また、延性破壊した際に生じる破面及び塑性変形した金属組織が認められた。○前ホークの材質及び引張強度に問題は認められなかった。●当該製品は、ペダル、クランク、車輪等に操縦を妨げる異常は認められなかったこと、前ホークは破断面観察から延性破壊したものと考えられるが材質及び強度には異常がなかったことから、段差に衝突した際に過大な力が加わったため、前ホークが折損し転倒、負傷したものと推定される。 <p style="text-align: right;">(F2)</p>	(受付:2012/11/29)
A201200985 2012-3313 2013/02/13 (事故発生地) 東京都	車いす	当該製品に使用者(80歳代)を乗せて押していたところ、使用者が転倒し、負傷した。 <p style="text-align: right;">(重傷)</p>	○当該製品の足台高さは、取扱説明書では5cm以上にセットする旨、記載されていたが、レンタル事業者は、屋内専用で使用されることから、1cmの高さにセットしていた。○当該製品は屋外で使用され、足台が地面に引っ掛かり、前方に転倒していた。○レンタル事業者は、足台の高さをそのままにして屋外使用すると、足台が地面に引っ掛かる危険があることから、屋外で使用する際は、足台を高くする必要があることを関係者に伝えていなかった。●当該製品は屋内専用として足台の高さが低くセットされていたが、屋外使用の際の注意が伝えられていなかったことから、足台の高さが低いまま屋外で使用され、足台が地面に引っかかり転倒事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 <p style="text-align: right;">(D1)</p>	(受付:2013/03/05)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201200041 2012-0194 2011/12/24 (事故発生地) 東京都	靴（バスケットボール用）	当該製品を履いてバスケットボールをしていたところ、膝に重傷を負った。 (重傷)	○使用者は、当該製品を履いた試合においてジャンプシュートをし、着地した際に右膝の前十字靭帯を断裂した。○使用者は、バスケットボールの競技者であり、当該製品は使用感が強く、中敷は著しく損傷していた。○当該製品は、左右ともに中底及び外底に割れが生じていた。○右足の外底の割れの位置は、幅方向では靴の中央付近、前後方向では足の指の屈曲位置であった。○外底には、剥がれや異常な摩耗は認められず、素材の劣化もなかった。○右足の外底の割れが、いつから生じていたかは特定できなかった。○事故同等品を用いて繰り返し屈曲試験を行った結果、5万回で外底に僅かな亀裂が生じたが、試験終了（20万回）まで亀裂の成長は認められなかった。○当該製品と事故同等品を履いた複数の被験者に着地動作をしてもらい、そのときの膝関節角度及び膝関節モーメントを測定した結果、当該製品と事故同等品に差は認められなかった。●事故発生時の当該製品の状態が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品を履いたときの着地動作時の膝関節角度や膝関節モーメントに異常が認められず、当該製品の外底に割れ以外の異常が認められないことから、着地した際の負荷によって受傷したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/04/13)
A201200398 2012-1312 2012/07/31 (事故発生地) 佐賀県	ライター（使い切り型）	ポケットからたばここと当該製品を取り出そうとしたところ、当該製品が点火し、負傷した。 (重傷)	○使用者は、たばこを取り出した後、胸ポケットに入れた当該製品をシャツの上から押し上げるように取り出そうとした際、当該製品が点火した。○当該製品はヤスリ式であるが、ヤスリの回転やレバー動作に異常は認められなかった。○一般的なシャツの右胸ポケットに当該製品を入れて再現実験を試みたが点火しなかった。●当該製品の各部に異常は認められず点火操作にも問題がなかったことから、使用者が当該製品をポケットから取り出そうとした際、何らかの要因により点火し、衣服に着火したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/08/31)
A201200506 2012-1636 2012/09/23 (事故発生地) 栃木県	靴	雨天時に当該製品を履いて駅のホームを歩行中、濡れた床面で滑って転倒し、負傷した。 (重傷)	○当該製品左足のアップパー部の左足つま先に傷が認められたが、それ以外は、靴底を含めて破損等の異常は認められなかった。○当該製品の外底には表面にざらつきのある合成ゴムが使用されており、かかと部分には硬質ポリウレタンが使用されていた。○耐滑性の試験を実施した結果、当該製品の摩擦係数は0.35であり、他社類似製品と比べて滑りやすい傾向は認められなかった。○使用者は、雨で濡れたコンクリート製の床面で、体の向きを変えた際に滑った。○事故発生時、使用者は荷物と傘で両手が塞がった状態であった。●事故時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品には異常が認められないことから、雨で濡れた床面で、使用者が体の向きを変えた際にバランスを崩して転倒し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/10/11)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200553 2012-1784 2012/10/16 (事故発生地) 埼玉県	接着剤	当該製品を使用して作業中、気分が悪くなり、病院に搬送後、死亡した。 (死亡)	○当該製品の詳細な使用状況は確認できなかった。○使用者の死因は、脳内出血である。○使用者の事故以前の健康状態は、確認できなかった。○当該製品はポリウレタン系樹脂系接着剤であり、内容成分には法令の規制を受けるものはなかった。○当該製品に含まれている4,4'-ジフェニルメタンジイソシアネートは、過剰吸入するとアレルギーや喘息を起こすおそれがあることが確認されている。●当該製品の使用状況や使用者の健康状態に関する情報が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の成分に問題は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F1)	(受付:2012/10/26)
A201200595 2012-2014 2012/09/21 (事故発生地) 群馬県	靴	トレーニング効果を目的とした当該製品を履いて階段を下降中、転落し、負傷した。 (重傷)	○使用者は、階段を踏み外す直前に、ふらつきを感じていた。○当該製品には、脚の筋肉に負荷をかけるために、靴底にエアポッドと呼ばれる空気の入った膨らみが設けられており、若干不安定な構造となっていた。○当該製品の外底には、剥がれや摩耗、材質の劣化は認められず、本甲部においても損傷は認められなかった。○複数の被験者に当該製品を履いてもらい、靴底の滑りやすさを調べた結果、転倒に繋がる滑りやすさは認められなかった。○複数の被験者に事故同等品を履いてもらい、歩行時の状態を調べた結果、約4割が歩行時に違和感を抱き、約3割がぐらつきを感じた。●当該製品の外観や靴底に異常が認められないことから、意図的に不安定な状態を作り出す当該製品を履いた使用者が、手すり等に掴まらずに階段を降りたため、バランスを崩して転倒し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品には、葉書サイズの朱色の注意書きが同梱されており、「当該製品は意図的に不安定さを作り出す製品であることから、転倒やつまずきの危険性があり、階段や坂などの段差のある場所では十分注意が必要である」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/11/09)
A201200685 2012-2331 2012/11/00 (事故発生地) 大阪府	湯たんぽカバー	当該製品に湯たんぽを入れて使用中、足に低温火傷を負った。 (重傷)	○当該製品に、破損等の異常は認められなかった。○使用者は当該製品に湯たんぽを入れ、布団の中に入れてそのまま就寝していた。●当該製品に異常が認められないことから、当該製品に湯たんぽを入れて長時間足に接触させて使用したため、低温火傷に至ったものと推定される。なお、当該製品の縫い付けラベルには、「低温やけどに注意」の旨、また、取扱説明書には、「カバーは必ずしも低温やけどを防止するものではありません。湯たんぽの使用上の注意を必ず読んで、ご使用ください。」旨、記載されている。 (F2)	(受付:2012/12/14)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A201200686 2012-2332 2012/11/00 (事故発生地) 大阪府	湯たんぽ	湯たんぽカバーに当該製品を入れて使用中、足に低温火傷を負った。 <p style="text-align: right;">(重傷)</p>	○当該製品に破損や変形などの異常は認められなかった。○当該製品にお湯の漏れは認められなかった。○本体に低温やけどを防ぐための注意が記載されていた。○使用者は、湯たんぽカバーに入れた当該製品を、布団の中に入れてそのまま就寝していた。●当該製品に異常が認められないことから、湯たんぽカバーに入れた当該製品を長時間足に接触させて使用したため、低温火傷に至ったものと推定される。なお、本体には、「低温やけどに注意」、取扱説明書には、「低温やけどを防ぐために 湯たんぽは、絶対に身体へ接触しないようにしてください。就寝中に誤って接触しないよう、就寝前に必ず布団から出してください。」、「湯たんぽにカバーをした状態でも直接身体をあてたり、足を乗せたり抱きかかえたりすると低温やけどの原因となりますので絶対にお避けください。」旨、記載されている。 <p style="text-align: right;">(E2)</p>	(受付:2012/12/14)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201200242 2012-0788 2012/03/30 (事故発生地) 神奈川県	洗濯用粉末洗剤	当該製品で洗濯した衣類に着替えたところ、全身の皮膚に湿疹を発症した。 (重傷)	○当該製品は、廃棄されていたために確認できなかった。○使用者が事故時に着用していた衣類は、廃棄されており確認できなかった。○医療機関でのパッチテストは実施されていなかった。○当該製品に含有されている化学成分に、法令等で規定されている有害物質や禁止物質は認められなかった。●当該製品や事故状況の詳細が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、有害物質等の使用が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/07/02)
A201200447 2012-1439 2011/12/12 (事故発生地) 東京都	エアゾール缶 (忌避剤)	当該製品を使用したところ、咳がとまらず、病院で重症と診断された。 (重傷)	○当該製品は廃棄されており、調査できなかった。○使用者は、約10日間当該製品を毎日少量ずつ屋根裏に噴霧し、ほぼ使い切った10日目頃から咳が止まらなくなって入院した。○使用后、室内には当該製品の成分であるハッカ油の臭いが残っていた。○使用者は肺炎であると診断された。○使用者の事故以前の健康状態や、肺炎の詳細な症状については特定できなかった。○当該製品の使用成分は、ハッカ油、イソプロピルアルコールであり、これらの成分と肺炎の因果関係を示す文献等は認められなかった。●当該製品の使用状況や使用者の健康状態の詳細が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に使用されているハッカ油と肺炎の関連性を示す根拠がないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/09/18)
A201200524 2012-1698 2012/09/23 (事故発生地) 新潟県	エアゾール缶 (殺虫剤)	床下に当該製品を噴射したところ、周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の外觀に、破損等の異常は認められなかった。○使用者は、床下にハロゲン投光器を持ちこみ、換気しないまま当該製品を使用した。○投光器のスイッチを入れた際に出た火花が、当該製品の可燃性ガスに引火し、床下及び壁の一部を焦がした。○製品から噴射された可燃性ガスが1立方メートルあたりの爆発下限界に達するまでの時間は51秒であり、業界で定める自主基準 (20秒以上) を満たしていた。●使用者が換気しないまま当該製品を床下で使用したために、充満した可燃性ガスが投光器の火花に引火して事故に至ったものと推定される。なお、本体表示には、「必ず換気する」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/10/18)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200382 2012-1287 2012/08/11 (事故発生地) 広島県	消毒ケース	当該製品を電子レンジに入れて消毒していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者は、当該製品を自宅でも使用、病院でも数回使用していたが、問題はなかった。○使用者は事故当時、当該製品に水を入れたか否か覚えていなかった。○電子レンジのタイマーのつまみは、当該製品の扉を開けて消火を行った際に停止し、停止した位置は、残り12分の位置であった。○水なし加熱試験の再現実験で同様の事象が再現した。○水を入れても加熱時間が長くなると、樹脂の溶融が認められた。●当該製品に水を入れずに長時間加熱したことにより、耐熱ガラス製ほ乳瓶が過熱され高温になって当該製品を含む樹脂製品を溶融し発火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「本体が溶けたり、変形したり、発火の恐れがありますので、水の量が少なかつたり、空だきでの使用は絶対しないでください、また、過度の加熱はおやめください。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/08/27)
A201200422 2012-1396 2012/09/03 (事故発生地) 東京都	ベビーカー	当該製品に子供を乗せて走行中、当該製品の前輪が排水路の溝にはまり、転倒、母親が負傷した。 (重傷)	○使用者が、当該製品に子どもを乗せて、鋼材を格子状に組んだ排水溝の溝蓋を横切ったところ、溝蓋の格子の隙間に当該製品の前輪がはまり、使用者が当該製品に覆い被さるように前方に転倒した。○当該製品には、車体のゆがみ、傾き、車輪の片減りは認められず、走行中のふらつき等の異常も認められなかった。○当該製品の車輪の幅は17mmであった。○当該製品の車輪がはまり込んだ格子の隙間は、幅28mm、長さ90mmであった。●当該製品の車輪の幅が溝蓋の格子の隙間より細かったために、車輪が格子の隙間にはまり込んでしまい、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/09/11)